「村落と環境」

第 22 号

2026 年 9 月

村落環境研究会

巻頭言

「村落と環境」第 22 号の発行にあたりご挨拶申し上げます。今年の夏は連日の猛暑になり、9 月になっても残暑が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。

昨年度の第 22 回村落環境研究会は、2025 年 12 月 13 日（土）に日田市にて対面とオンライン併用にて開催をいたしました。例年になく会員外から多くの参加があり、盛会に終えることができました。報告者、参加者の皆さまに深く御礼申し上げます。その後編集作業を行い、夏前に発行予定にしておりましたが、原稿の文字お越しと確認に時間を要し、大幅に発刊が遅れてしまいました。この場をお借りしてお詫び申し上げます。

また、昨年の総会での承認をうけて本会報から印刷せずに電子版での発行、HP への掲載とすることになりました。経費削減と事務局業務の簡素化のための措置であり、ご理解下さるようにお願いいたします。

本「村落と研究」第 22 号では、大分県内の 3 つの事例報告と質疑を紹介しています。第 1 報告は大分県日田市の高瀬生産森林組合長・日田地区生産森林組合協議会長の長哲也氏から日田市の概要と生産森林組合の現状について、第 2 報告は、日田市出身で東京農業大学の佐藤梨帆氏による「日田市における入会・共有林の類型と新たな活用事例」についてです。また、第 3 報告は、大分県佐伯市旧蒲江の森林所有者・生産森林組合員である戸高勝之氏による「自伐型林業を活用した中山間地の山林整備と地区生産森林組合の活性化の可能性について」です。第２報告と第３報告に関係する地域の方々が多く参加されることによって活発な質疑が行われました。

第 23 回目の研究会は 2026 年 12 月 12 日（土）に福岡市西新（九州大学西新パれる）にて開催する予定です。3 年ぶりの西新開催となります。現在、発表者を検討中ですが、多くの皆さまの参加をお待ちしています。

今後とも村落環境研究会の活動にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2026 年 9 月 14 日

村落環境研究会
会長　佐藤宣子
九州大学大学院農学研究院

第 22 回村落環境研究会シンポジウム 日田大会

目 次

第 1 報告　日田市高瀬生産森林組合の現状と取組

長哲也（高瀬生産森林組合長）.....1

質疑応答 7

第 2 報告　大分県日田市における入会・共有林の類型と新たな活用事例

佐藤梨帆（東京農業大学大学院）.....11

質疑応答 31

第 3 報告　自伐型林業を活用した中山間地の山林整備と、地区生産森林組合の活性化の可能性について: 大分県佐伯市蒲江畑野浦

戸髙勝之（畑野浦生産森林組合組合員・戸高歯科医院院長）.....37

質疑応答 61

学会記事

【第一報告】

日田市高瀬生産森林組合の現状と取組

高瀬生産森林組合長　長哲也

日田の長哲也でございます。簡単な自己紹介をして、我々の高瀬生産森林組合の活動、山の性質、地区協議会について時間の許す限り、お話ししたい。

私は、個人の経験に基づいた、観念的な林業感しか持っていないわけで、研究者の前で話ができるような男ではございません。ですが、こういうふうな事態になりましたので、お聞きいただければと思います。

1. 自己紹介:個別林家の経営

個人の紹介ですが、私は宝永年間、1705 年から続く林家でございまして、私は 14 代目になります。林業家も型があるんですが、尾鷲の速水林業さんは漁業型ともいえるが、うちは豪農型です。日田は商売なさっているマルマタさんとか豪商型が多かった。うちは豪農型です。農地を所有しておりまして 戦後の農地改革で農地はほとんどとられまして、今は林業一本ということになっているわけです。

個人の所有面積は 110 箇所で 700ha です。経営の特徴は、GPS、字図、立体図、オルソ、赤色立体図などを駆使して内業をしています。外業は、タブレットにアメンザマップスを入れてですね、それで、自分で地図を作って、後継者の娘と一緒に山を歩いているというような状態です。

労務については、下刈りなどの保育は直接雇用しておりますが、間伐とか、全伐(主伐)などの伐採の方は、日田市の森林組合に委託をしております。

それで、令和 2 年から高瀬生産森林組合の組合長、令和 3 年より日田地区生産森林組合協議会の会長を務めております。簡単に個人の紹介でした。

2. 日田林業の歴史

次に、高瀬の生産森林組合の沿革に入る前に、日田林業の歴史を語る必要があります。簡単に説明させていただきます。

日田林業はだいたい 500 年の歴史があります。実際に植林が組織立って仕立てら

れたのは 300 年くらい前。18 世紀以前は、スギ穂の直挿しによる神社経済林への造林から始まります。日田は天領でありまして、19 世紀に塩谷さんという代官がおりまして、その人の造林奨励策があった。日田全体に焼畑がありましたが、焼畑跡地に農家植林がなされた。やがて農家植林を、中央の資本家がまとまって山を買い始めたということです。日田は水運ですので、山から伐り出して、そして、筑後川の中流域ですから、三隈川そして、大牟田・久留米へといったということです。

19 世紀の終わり頃から、そういう大資本が入ったということです。明治 20～30 年代は、林業が一番いい時期で、造林が飛躍的に拡大して、苗の研究も進んだということです。明治末から大正期には、大面積皆伐、大面積造林が進みました。第二次世界大戦は軍需資材ということで、強制伐採にあいました。

うちは、家宝として、家宝というと大げさですが、300 年生、日田に移住して 300 年になるので、300 年のスギがたくさんあったんですが、強制伐採にありまして、残りは急にわずかになったとのことです。昭和 30 年代になって日田は度重なる水害で河川改修が行われる、ということです。昭和 30 年代から 40 年代はダムができた関係で、水運から陸送となり原木市場が非常に役割を果たすようになった。近年については皆様方の方が詳しいので、省略をさせていただきますが、特質すべきは平成 3 年度の台風 17 号、19 号による被害ということになります。それまで 2 万 6000 円／m3 をしていた材価が、一度に 1 万 3 千円に落ちてしまった。歴史の方はこれまでとしたいと思います。

3. 高瀬生産森林組合の概況

高瀬生産森林組合の歴史ですが、非常にレアな生産森林組合です。大正 11 年、1922 年に、日田各地の部落有林野統一で、村有財産になった。

高瀬のその時の、人口が 411,380 人、世帯数が 650 件あったんですね。その世帯の中には、林業とは関係ない、入会林とは関係ない住民もたくさんいたのですが、それを全部、村有財産に持っていったんですね。それから、村有財産に移行させたのはいいんですが、その後、町村合併が進んで、高瀬村が日田市に編入されることになりました。

高瀬村の議会は、日田市から取り上げられるのを良しとしなかったんです。それで、なんとか抜け道を探して、昭和 18 年に高瀬植林組合というのを設立して、この時の組合員が世帯総数 668 世帯あった。全員が株を買ったようにしたんです。その時に、一

口 4 万だった。その時の消費者の物価指数が 18.90 倍です。現在の価格に換算すると、一口 75 万 6 千円。この金額は、林業に何ら関係ない村民にとうてい払えるはずもない金額。だから、そういうふうにはかって、高瀬植林組合を設立した。

これは、ひとえに村議会が、新しい日田市に、山を手放したくなかった。その愛情から来るものであって、そういうふうに命を懸けて守ったということです。それが今になっていいのか悪いのか分かりません。非常に私たちが苦労しているわけですが、そういう御意識がございます。

ですから、今でも組合員は亡くなったり、跡継ぎがいなくなったりしますよね。そうして抜けていった場合に、出資金を返すか、額面 4 万円でも返すかというと、そういう特殊な形態ですので、返すことはありません。台帳は整理しているが、返さずとも誰も文句はいわない。何も聞けないところが、それは本来いけないかもしれないが、そういう対応がずっと行われてきたわけです。

次に、高瀬生産新人組合の所有規模と財政規模についてです。森林は、575ha の 4 団地をもっています。その 4 団地の中で、直営が 331ha、分収林が 99ha です。ここでいう分収林というのは、県の分収林です。入会林、各入会林の小集落との分収林ではありません。

集落との分収林は、我々は貸付林と言っています。貸付林が 133ha あります。貸付林は純粋に、要するに組合員ではなくて、その地区地区の入会権を持った、地上権を持った方々ということになります。貸付林のスギやヒノキを切ると、当然収入がありますので、それの 1 割を生産森林組合の取り分になっています。県行造林のように 3 割を取るということではありません。

そのほか、21ha が採草地でして、牧場に貸している。

生産森林組合の山林は土地が非常に良いところです。他の生産森林組合の山は、標高の高い乾燥したところなど劣悪なところが多いですが、高瀬はそういう劣悪な団地が 1 か所しかなく、全面積の 19%です。

林道・作業道密度は、約 40m ぐらいです。作業路まで入れるとかなり無数になります。一回林道に番号をつけて監視しやすくしようと思ったのですが、なかなか番号がつけられない。入っていくとつぶれていたりするので、なかなか番号をつけられなかった。

子どもとのふりあいは環境教育にするんですが、すぐ怖がります。地球が破滅するとか、またメタンハイドレートとかそういう話をすると、すぐ顔に出て恐怖を感じるんで

す。

子どもの小学校 5 年、6 年生の環境教育は注意を払って行っています。ただ話が面白くないとすぐ聞かないですし、話を面白くすると脱線するし、非常に子ども相手は難しい。

今言ったように、一つの団地の 19%、そこだけが劣悪な環境です。乾燥して、風害リスクもあるということです。平均樹齢が、40 年から 45 年生です。

4. 生産森林組合の経営と組織

私の林業が間伐林業で、択伐林業ですので、生産森林組合も間伐を主体とした林業になります。とはいえ、毎年保育は必要なわけで、下刈りは毎年 9ha、除間伐も 10ha していますし、固定費もかかる。事務局 1 人いて年間給料が 136 万円、旅費・交通費が 80 万円、役員会議費が 30 万円、固定資産が 20 万円、総計 246 万円は固定費として毎年支払っていくわけです。それなりの収入が必要。

ただし、分収林とかの収入が多くあると、雑所得になって、法人税はものすごく高くなる。そのため、全伐しないという年を設けるということです。また、全伐を多くすると消費税もかかることになるので、その辺りも考えながら施業している。

組合は 12 地区あります。そして、644 名の組合員、総代数が 170 名おります。役員が 19 名、事務局が 1 人です。組合長が 1 人、監査が 3 人となります。

日田に生産森林組合協議会に 31 団体でありますが、総面積が 2,716ha です。その 2 割が、高瀬の生産森林組合。ただ、他の 30 の日田市の生産森林組合は、いわゆる生産森林組合であって、要するに組合員が労働をしてその糧を入会権者、組合員で分ける。

しかし、この高瀬生産森林組合はそういう規模ではなく、林業経営している。私の家の経営となんら変わらないような感じでございます。これは私の家の規模と、生産森林組合の規模はあまり変わらない。一緒に山に行ったりしています。

生産森林組合の山林の中に学校林があります。また、その中には札幌ビールが高瀬に進出しておりまして、企業参画の森として札幌ビールにも一部参加して植林してもらっています。札幌ビールの職員と、緑の少年団と一緒に毎年植林をしています。

とはいえ、子どもたちも一緒ですから、トイレの問題、特に女の子の場合の問題があります。それで、実際に下刈りなどをしてもらうのは、1 時間程度です。ゴミを集めながら、みどりの少年団といっしょに活動しています。

学校林はそれとは別です。学校林は PTA 事業で、みどりの少年団は公民館事業に等しい。両者は全く別です。小学校の校長は緑の少年団の活動には全く関心がないんですね。公民館は学校林の事業には全く関心がない。両方に関係するのは私たち（生産森林組合の役員）です。同じような活動なので、両方連絡をとってやって頂ければ有り難いのですが。

5. 地域の中での生産森林組合

地区の中での位置づけという点では、先ほど言いましたように、学校林が関係します。高瀬の学校林は生産森林組合よりも歴史が古くて、お話しするとあと 1 時間くらいかかります。学校林は優秀な校長が出て、学校林を造成した。歴代の PTA 会長が非常に熱心で、年に 3 回ほど手入れをする。下刈りや枝打ちなどを実施してきた。椎茸作りの講習などもやってきた。

その活動は山林保護という活動で、子ども達と一緒に父兄もくる。父兄も最近は全く山に行ったことがない。こっちは早く仕事を終えたいのに、何をしたらよいのか山道に立っているだけという人もいるが怒るわけにもいかない。学校林の手入れは苦労しています。怪我させるわけにはいかないし、トイレの問題もある。

また、学校林の手入れとは別に、卒業記念植樹を行っています。立派な杭を打って、人一人名前を書いて、植樹している。小学校卒業生の全員名前を書いて、1 人 3 本ずつ植えます。だんだん植える場所がなくなって、場所の確保に苦労しています。

いろいろ地区の疲弊が問題になっております。高瀬地区は高瀬地区でさまざまな組織があります。例えば自治会長さんもいますし、消防団、民生委員、人権擁護委員など・・。ただし、それらの方々は任期があって 1 年か 2 年スパンで変わっていく。ただ順番では山は守れないわけです。それで我々みたいな人間、我々みたいな組織（自営的な林家中心の役員組織）が必要ということになります。したがいまして、我々の役割は山だけに留まりません。水路の修理。農業水路が疲弊しているので、水漏りとかしている。水路の堰き止めをいかに安価にするかというのは、我々がノウハウを持っているわけです。なぜだか知らないが・・だから頼られるわけです。私も水路の組合長を 16 年しました。雨が降るといつも出て行く。自然相手だと順番制ではできない、順番というのが民主主義でしょうが、それじゃ自然は守れないわけです。

こうした仕事が我々に集中しているところが、非常につらいところであり、誇りでもあるところでございます。したがいまして、日田市の行政も我々を頼りにしています。

我々生産森林組合が、奥地の山を持っているので、その情報は我々にある。我々を頼りにあるわけです。森林環境譲与税を推進する意味においても、我々を便りにしています。

私は、日田市の森林環境譲与税の協議会、森林環境税の使途を考える会のメンバーも務めています。

今後の役割なんですが、私も21年、この生産森林組合の役員をしておりまして、辞めたいのはやまやまなんですけど、替りはいないから出ざるを得ない。後継者を作る必要があるが、今は難しい。娘が林業を継いでいますが、まだ子供に手がかかる時であり、地域のことまで担わせるのは可哀想。理事の中には 80 歳を超えている人もいらっしゃるので、お互いに励まし合って、誰のためにしているのかわからない。自分達のために励まし合って、だれからも感謝しれずにただ働きですが。学校林なども我慢してというか、持ち出しが多いですが、何とか励まし合って続けている。

あと、組合員の把握の問題です。徐々に不明になってきている。ただ私たちは戸籍係ではない。それがひとつ懸念事項です。

年に一度総会ではなく、総代会をしています。最近は総代会には 150 人くらい集まるのですが、最近日当を払うようにしたら参加がふえました。やっぱりお金がよいようです。

以上のように、575ha もの山を昔の人々が命をかけて守った山で、何かの縁があって管理しているわけです。やせ我慢かもしれませんが、やれることをやっていこうと。理事の皆で自己満足しようと思います。つたない発表で申し訳なかったですが、これで発表を終わります。

【質疑応答】

（司会・佐藤）ありがとうございます。質問を受けたいのですが、基本情報から。学校林は何 ha くらいですか?
（長）30ha くらいです。それと、手入れには手出しが必要です。頭が痛いです。お金ないからですね。
（司会・佐藤）経費 246 万円というのは、伺ったのですが、歳入規模はどのくらいですか?
（長）経費に見合うだけの収入です。ですから、計画的にやっています。常時 1 億円くらいの預金はあります。
（司会・佐藤）では、会場の皆さんから質問があったらお願いします。記録関係上、発言前は所属と名前を述べていただけたらと思います。
（吉弘）福岡から来ております吉弘辰一です。田主丸財産区議会の議長をしております。長さんとは顔見知りの間柄で、まさかこんなところで会うとは思いもしませんでした。お話を聞いて全く同じ立場にいるなとドキッとしました。私たちの田主丸財産区というのは、久留米市と田主丸町が 20 年ぐらい前に町村合併するときに田主丸の山は、久留米に渡さないという、はしたない考えがありましてですね。それで特殊議会を県知事の認可で、特別地方公共団体を作りました、生産森林組合とそこが違うところです。管理者は市長になっております。ちゃんとした行政事務として我々やっているわけなんですけども、実は資産、資本が 3 億円あったんですね。私は驚いたんですけど、議員になった時に、財産区の財政計画を見たところ、20 年で消滅するという計画でした。それはなるほどなと思うようなほど収入のない、出ていくばかりの財政計画でした。また収入を図ろうとしても、非常に急斜面で皆伐をして、再造林するにはものすごくリスクが高いからですね。以前はさほど問題なく皆伐してたんですけども、長さんのおっしゃったように、平成 3 年の台風以降これはやばいなということで、皆伐がほぼできなくなって、その後財産区ができたわけです。金が減るばっかりでこれはどうしようもないなと思って、私が議員になって 20 年だから、長さんとちょうど同じくらいの年代だなと思ったんです。お話しを聞いて、高瀬生産森林組合もちょっとやり方を変えたら、面白いんじゃないかなと思いました。私は 15 年ほど前から環境省の J クレジットを仕掛けております。30ha の担保面積で約 2400 万円稼いでるんですよ。キャッシュフローがですね。今年は 770ha のうちの 600ha を、新たな森林クレジットの認証を取りました、

そして今年販売できるのが 2400 トンあるんです。基本的には我々はトン 1 万円で売っておりますので、2400 万円入ってくるぞという計算をしてるんですけど、まずそんなことはないだろうと思ってます。しかしながら山があること自体が、山イコール木と結びつけること自体が非常に、経済的には無理な時代になってますので、新たな収入になる道があるわけです。奥日田の林業家の田島さんがソフトバンクと取り組まれています。私たちも毎年 2000 トンから 2300 トンぐらいは更新できていきますので、打算的な計算でいくと 16 年間でキャッシュフロー1 億円ぐらいは残るだろうという計算をしています。やっぱりそういった森林経営も考えていかないと、資金がないことには人が雇えませんので、やはり森林管理というのは今から先やっていけないだろうと思います。先ほど林野庁の方がおっしゃってましたけども、市町村に経営管理制度で管理させると言われていたが、市町村に任せてどうするんだと私は思ういます。専門家がいないわけですから、やっぱり長さんのような専門家が関わりあって人材育成をするような仕掛けを、地元から図るべきではないかなと思っています。私は福岡県の方で、異端児、異端爺として取り組んでいる途中です。今月も東京の林野庁の関係者と意見交換をしようと思っています。まさか長さんからこうしたお話が聞けるとは思いもしなくて、ありがとうございます。

（長）貴重なアドバイスを有難うございます。昔から福岡県は森林を環境財として見て、複層林化もすすめて、福岡県の林業は非常に補助率が高い事業がある。羨ましいところがあり、県の違いもあります。どちらかというと、大分県は川上になるわけです。新しい動きに暗いんですよね。田島さんとか、速水さんとか、そういう方々は非常に明るいんですが、どちらかというと、日田の山主さんは地味な人が多い。いささかも国の面倒、県の面倒にお世話にならないというような、そういう傲慢なところがございます。そういうところは反省しながらですね、J クレジットどちらかというと、大分県では J クレジットは嫌いな人が多いんですよ。あれは不労所得だもんね、みたいな。J クレジットをすると、造林補助金、公共造林補助金減るといったマイナーな意見が多い。こうした大分県の体質ですが、少しずつ、J クレジットの関係も吉弘さんも近くにいらっしゃいますので、勉強させていただきたいと思います。お互いに、何とか工夫して、延命を図らないと、ダメな時期になっています。今後もご指導よろしくお願いいたします。

（司会・佐藤）有難うございます。お互い励ましあって、地区の水路管理もなさっている、理事の皆さん、80 代もいらっしゃるということだったんですが、何名くらいいらっしゃるんですか、そういった技術を持っている方は。

（長）全員持ってますね、あとは工夫だけです。どういう風に鉄骨を曲げて、どう熔接するか、など些細なことです。
（司会・佐藤）農村の土木力というか、現場技術をお持ちの方々が、今農山村を維持していると思う。
（長）現場技術、補修ができるというのは、ごく自然に身についたもので、あって当たり前。先ほど励まし合ってという言い方をしましたけど、ちょっと美化して言ったんですけど、愚痴を言い合いながらという意味です。
（長濱）千葉商科大学の長濱と申します。今日はすばらしい発表をありがとうございました。学校林と次世代の教育、林業関係者を育てようといったことについてお伺いできたらと思います。3 年前、初めてこの会に出席したときに、参加者で日田の高尾徳次様がいらっしゃって学校林の話だったらできるということで、たまたま日田に寄った時に、ちょうど高尾様が高瀬小学校で森の先生として招待をされて話をされていました。日田の歴史と、それから君たちはこんなに豊かな財産を持っているけど、これを経済的な効果も得られる環境の話と、君たちも森の担い手にならないかといったお話をされていました。学校林に対する今後の展開とか、あと教育的なことを、次世代どうやって育成するかということについて、強い哲学がおありかなと思い、その点を質問しました。
（長）学校林はあくまでも方法であると考えています。私は子どもさん、次世代の子どもを育てようという、大それたことは考えていません。子どもに教えて、それを子どもさんから大人に教えてもらう。親に、帰って親に説明してねという、言い方をしています。なんでそういう言い方をするかというと、子どもってものすごく、賢く愛情深いものなんです。私 22 年調停委員をしましたが、別れた夫婦は憎しみがあっているんですが、子どもさんが面会にいくと、そういう時に、両方に対して非常に愛情を持っているんですね。帰ってお父さんの悪口を言わない、帰ってお母さんの悪口を言わない。非常に賢い。子どもは全てですね。学校林に行きますが、公民館の言うこと聞かないんです。私たちの言うことも聞かないです。ただ私が君のとこの親を知っていると、親の名前出すんです。そしたら顔がさーと青ざめる。彼らは彼らなりに、うちの親の不利益になることは避けたいとそう思っている。だから子どもは賢いんです。だからむしろ子どもさんから親に伝えるというのがいい。だからゴミを拾っていけば、親も捨てないですよね。そういうふうなものをね、みなさん。こういうことって別に大したことじゃないですよね。
（上野）九州大学森林政策学研究室博士 2 年の上野と申します。本日はお話いただ

きありがとうございます。高瀬生産森林組合が管理している森林や土地について伺いたいことがございます。私自身、戦後の造林について研究しています。聞き逃したらかもしれませんが、高瀬生産森林組合では昭和 30 年代から昭和 40 年代に造林というのが結構行っていますか?

(長)はい、そうです。

(上野)昭和 30 年代から 40 年代にかけて、杉とかヒノキとかの針葉樹を植えたのかなと思ったのですが、実際はどうでしょうか。

(長)うちは杉、ヒノキ一辺倒ですね。苗作りを進んでしていました。結局、30 年代一番いい時でも切って、もう返そう(分収林から直営林へ)というのがおったんですから。最近は、それればっかりですね。返したい返したいにかかっている。別に税金はこちら(生産森林組合)が払っているから、そのままでもよいと思うが、持っておくだけで負担に考えているという地域もあるということです。昭和 30 年代からスギ一遍倒の植林はしていたと。ただ岩盤ですから、林道をどんどん入れていったんですが、林道被害というのあまりなかった。

(司会・佐藤)30 年代の前の植生というのは、杉を切って植えたんですか?それとも他の広葉樹だった?

(長)松とか、広葉樹です。さっき焼畑ということを言ったんですけど、下の有田とか他の地域は焼畑が多かったんです。高瀬は焼畑が少なかったんです。岩盤があるのと、あと薪炭林と、採草ですね。

(上野)ああ、やっぱり採草地に…。

(長)要するに、牛馬は労働力だったのでそれに食べさせないといけないから。採草と薪炭ですよね。だから、炭を焼いたりもしてたみたいですね。

(上野)わかりました。もう一つ、その採草地のことで伺いたいなと思ったことがありまして、先ほど確か、高瀬生産森林組合が管理している採草地は今、牧場として貸されているということなんですけど、どういう状態だったかを教えて下さい。この放牧地ではなくて、朝草刈りみたいに実際に採草を行わせた土地だったでしょうか?

(長)今みたいな立派な牧草じゃなくて、ただの草みたいな。今はちゃんと牛専門の牧草がありますけど、昔はただの草でした。草刈り場だった。

(司会・佐藤)本日は貴重なお話しを有難うございました。

【第二報告】



大分県日田市における
入会・共有林の類型と新たな活用事例

東京農業大学大学院 農業経済学専攻
地域社会経済研究室 博士後期課程１年　佐藤 梨帆
指導教授　吉野 馨子

本報告の内容

1．入会林野･共有林の現状（背景）
2．地域資源管理における先行研究
3．本研究の目的
4．調査地･研究方法
5．市内全地区の共有林の現状把握
6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査
7．考察
8．結論

2

1．入会林野･共有林の現状（背景）

入会林野/日本の伝統的コモンズ

生活や農業生産で利用する薪炭材や草肥の採取、放牧などのために、むらの人々が共同で管理・利用してきた山林原野
＊本報告：入会林野に代表される、集落をベースとし、その構成員によって共同利用・管理が行われている森林を 共有林 と呼ぶ
「慣行共有」約105万ha＝日本の森林面積の約4%（林業センサス2000）、現在でも75.5%の農業集落が森林保有（農林業センサス2020）

●入会林野の歴史的な価値の変容

1950年代～エネルギー革命 → 1966年～入会林野近代化法 → 1970年代～輸入材による国内木材需要の停滞

生活での利用 → 金銭獲得の手段 → 経済的価値を大きく失う

→ 管理者の関心の消失（山下2017）

●山村における高齢化・担い手不足

地域での負担大➤管理不全

- 環境問題（土砂災害・土壌流出、洪水・渇水などの水害）
- 廃棄物の不法投棄
- 住み着いた野生動物による獣害　…

・森林経営管理制度（2019）、認可地縁団体等の整備（2015；2017）など
入会林野の委託制度や受け皿となる団体の整備が政策的に推進

共有林の積極的な評価や活用に目を向けたものは多くない

・地域住民による持続可能な地域資源管理において、入会権および入会的権利の有効性を提示（熊本1995）
・零細な個人所有が特徴の日本の森林において、まとまった面積の森林資源
→公益的機能の発揮、野生鳥獣被害への対策など効果が期待（山下2011）

3

共有林（地域資源）が持続的な管理に向かうためには…？

2．地域資源管理における先行研究

1．地域資源への関心

➤経済的価値が管理動機に　…大規模開発用地（ゴルフ場、スキー場、別荘地等）として共有林を利用
長野県白樺湖，蓼科高原：土地貸付や直営観光事業によって、財産区民が多大な経済的恩恵を享受（池1986）

➤経済的価値以外の管理動機　…自然環境の観光的利用（エコツーリズム等）・地域振興のため共有林を利用
山菜採りや古民家修繕などのエコツアーを企画する組合（國吉2008）

2．担い手の確保

➤「よそ者」の関与による新しいコモンズ
地域資源保全を目的とする多様な主体との協働

＊地域社会レベルのみならず、自然環境を地球レベルでの共有資源と捉える（グローバルコモンズ）

森林ボランティア（山本2014）・企業（峰尾2019）・流域社会圏を単位した「流域共同管理」（大野2005；2015）
㈶阿蘇グリーンストックによる牧野の野焼き支援ボランティアが「特定入会権」を構想（熊澤2010）
↔地域資源管理における【よそ者と地域住民の分断・自然資源管理に対する考え方の齟齬】が課題（平原2021ほか）

3．地域住民の関わり

➤協働による資源管理の主体形成の中心的な議論→地元住民を中心に据える
開かれた地元主義・協治原則（井上2004；2009）・順応的ガバナンス（宮内2013；2017）など
↔協働による里山保全の行き詰まり→地元住民の主体的な関与が見られない（岡田2025）
「都市や研究者の側から提起された里山論であり、村の側から発せられた里山論ではなかった」（内山2006）

協働が理想的なモデルとして重視される一方、中心的な参加が前提として要求される地域住民の目線が欠如…

4

3. 本研究の目的

➤コアメンバーとなる地域住民が居なくなりつつある現在において、
地域住民はどのような意向をもち、どのように地域資源を管理しているのか？
…「地域住民の眼差し」に立ち返る

【本研究の目的】
共有林の利用管理の現状把握を行い、どうすれば持続的な管理（管理不全を起こさない）に向かうのか、その要因を明らかにし、今後の持続的な管理への可能性を模索する。

【本研究の視角】
持続的な管理
→管理に積極的な意味を見出し、かつ主体的な参加者（企画・運営 / 人員）が十分いること
関心　地域住民の主体的な関与　担い手の確保

①関心：共有林の積極的な意味を見出した団体の有無とその背景
②担い手の確保：参加者（企画・運営 / 人員）が十分に確保し続けられているか
③地域住民の関わり：地域住民（共有林管理団体）自身の主体的な関与の動機

5

4. 調査地・研究方法

二次的資料やインターネット等で、活発な取組事例の収集を行った

地域	共有林の積極的な利用
長野県木祖村	共有林（農業協同組合所有地）を利用した森林整備活動（信濃新聞2007）
三重県、高知県、京都府、滋賀県	府県を仲介役とし企業等と共有林（生産森林組合）とが協定を結ぶ森林整備活動(川杉,2009, 山下,2015)
三重県いなべ市	共有林（入会権者組合）が地域住民の需要から有益な事業（デイサービス）を開始(小高,2011)
滋賀県栗東市	共有林（生産森林組合）が独自に企業と連携する森林整備活動(宮城,2014)
大分県日田市	企業等と共有林（生産森林組合）が協定を結ぶ森林整備活動（山下,2015）
長野県諏訪市	共有林（生産森林組合）が地区住民を対象とした森林環境啓発活動事業などを開始（小林,2015）

1.地域の共有林が多く、情報が得やすい

・農業集落の森林保有率が高い（全国75.5%・日田94.0%）
（農林業センサス,2020）

・生産森林組合（共有林）が市の森林の５%を占める

・市内の生産森林組合についての情報を市が把握している

2. 市の補助事業

・市独自の補助事業を導入→組合の解散を防ぎ、
山の保育事業を支援（山下2017）

→共有林が多く共通する特徴・課題が浮き彫りに
→行政の関与で、共有林に関する情報が得やすい
→政策的にも注目度が高く、新たな活用の可能性

大分県日田市を調査地として選定

6

4．調査地・研究方法

平成17年、旧日田市と5か町村（前津江村/中津江村/上津江村/大山町/天瀬町）が合併し、新日田市誕生

【大分県日田市】

	人口(2020)	人口増減率(2015→2020)	高齢化率(2020)
日田市	62657	-5.81%	35.82%
旧日田市	54171	-4.14%	33.72%
天瀬町	3938	-16.76%	50.99%
大山町	2429	-11.87%	45.45%
前津江町	832	-15.19%	46.64%
中津江村	621	-19.25%	54.10%
上津江町	666	-13.95%	51.05%

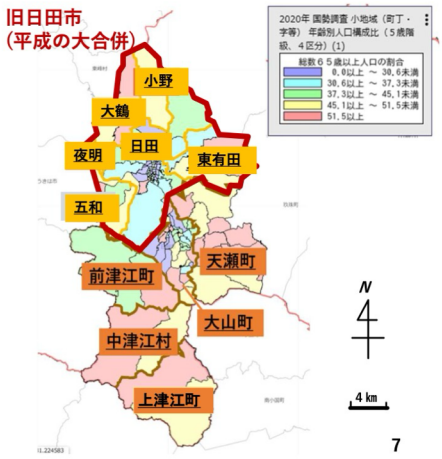

日田市町村別高齢者人口割合（統計GISより作成）

・林業

森林面積　55,039ha（森林率82.6%）

民有林率95.9%　国有林率4.1%　人工林率76.1%（2022）

大分の林業産出額　全国5位（1,958千万円）（2020）

→日田は中心的な生産地（丸太生産量3割を占める）

『日田杉』九州三大美林　有名な林業ブランド

4．調査地・研究方法

【市内全地区の共有林の現状把握】

① 市内の生産森林組合　19団体へのアンケート調査・聞き取り調査

② 市内の生産森林組合，財産区，記名共有等

10地区18団体への聞き取り調査（上津江町は認知なし）

【地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査】

③ 2地域の歴史的背景と活動開始経緯

④ 活動への参与観察

⑤ 共有林活動の新たな展開について（大山町）



日田市町村別高齢者人口割合（統計GISより作成）

8

4．調査地･研究方法

① 市内の生産森林組合
19団体へのアンケート調査・聞き取り調査

○調査対象（生産森林組合）		
旧日田市	日田地区	求来里
		光岡
		高瀬
		二串
		小迫下
		小迫上
		天神
		西有田
		有田
		堂尾
	東有田地区	東有田
	小野地区	下小竹
		立平
	大鶴地区	大久保
	夜明地区	関
	五和地区	内河野
大山町		老松
天瀬町		亀石
前津江町		大野*
中津江村		–
上津江町		–

*農事組合法人だが生産森林組合の活動も担う

○全生産森林組合アンケート		
入会の基本情報	1	組合員数（世帯数）
	2	組合員の対象範囲（自治会・消防団・用水路や簡易水道の管理団体等との重なり）
	3	入会の歴史・形成過程（いつ頃結成されたか）
	4	組合員の年齢構成（60歳未満の組合員の人数）
	5	組合の中の林業事業体関係者の有無
	6	組合の中の農業従事者の有無
	7	経営森林面積（人工林と天然林・針葉樹と広葉樹の面積比率）
	8	平成3年（1991年）の台風13号の被災状況ついて、共有林ではどの程度の被害がみられたか？
活動状況	9	活動内容（出役・事務）の実施
	10	一般組合員の労務提供の頻度（出役・事務）
	11	対象別の組合収入
	12	経常損益（立木・木材販売＋副業的な活動）
共有林管理に対する意向	13	あなたが子供の頃と現在を比べて、地域社会における共有林の重要性はどのように変化したと思うか？
	14	共有林管理の今後の意向
	15	共有林管理での課題（縮小・廃止の理由）
	16	共有林の維持を続ける理由（保全義務はどこから）★
新たな活用への関心	17	森林管理に意欲のある非組合員が共有林に関わることは好ましいか？
	18	共有林管理に関して、非組合員にどのような支援を期待するか？
	19	企業の森制度や森林ツーリズム、環境教育、ボランティア活動等、新しいタイプの森林活用への関心はあるか？

9

5．市内全地区の共有林の現状把握

① 市内の生産森林組合
19団体へのアンケート調査・聞き取り調査

別雑誌に投稿中につき
本スライドの公開を差し控え

5．市内全地区の共有林の現状把握

① 市内の生産森林組合
19団体へのアンケート調査・聞き取り調査





【聞き取り調査より】

…「本当はどうでもいい。でも誰かがしないといけない」

…「これまで地域の山を守ってきたのは自分たち」
「枯れない水源や崩れやすい山を知っており、…代々その管理を引き継いできた」
「外の人達は山がきれいねというだけ。綺麗にするには金がかかる。
しかし誰も金を出さない。賽銭箱でも置こうか」

生産森林組合➤ 決して余裕があるわけではない中で、
今なお地域資源の守り手としての役割が意識（＊消極的な動機でも）
＋地球資源…（流域） としての意識も

- ほとんどの団体で経済的利益なし
- 半数が管理を手放すことを希望（委託, 売却, 解散） ↔ 半数以上が現状維持
- 後継者不足・共有林への関心が少ないことを問題視 次世代の後継への危機感
- 保全意義→11団体で多面的価値を高く評価（集落＋流域など広範囲への影響）

11

5．市内全地区の共有林の現状把握

② 市内の生産森林組合, 財産区, 記名共有等
10地区18団体への聞き取り調査

表3. 調査対象10地域18団体における共有林の所有形態

	農業集落数（2000年）	森林のある農業集落割合(2000)	共有林の管理形態				
			私的所有形態		公的所有形態		その他（記名共有林等）
			生産森林組合・農事組合法人		財産区	公有林	一大多数
			組合数合計	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象
旧日田市	166	89.8%	27				
日田地区	67	—	15	3団体（高瀬、堂尾、求来里）			
東有田地区	24	—	3	1団体（東有田）			
小野地区	16	—	2	1団体（下子竹）			1団体（記名共有林）
大鶴地区	24	—	3	1団体（大久保）			
夜明地区	14	—	2	1団体（関）			5団体（記名共有林・個人有）
五和地区	21	100.0%	2	1団体（内河野）			
天瀬町	60	91.4%	1		1団体（五馬）		
大山町	35	100.0%	2	1団体（老松）			
中津江村	33	100.0%	0			1団体（村有林）	
前津江町	20	100.0%	1	1団体（大野）			

12

（出所）聞き取り調査より筆者作成

10地区18団体において、多様な形態の共有林管理団体が存在

5．市内全地区の共有林の現状把握

② 市内の生産森林組合，財産区，記名共有等10地区18団体への聞き取り調査

表４． 調査対象10地域18団体の共有林の概要（現状と特徴）

	調査対象	面積	構成員(人)	現状と特徴
日田地区	高瀬生産森林組合	575	644	山の多面的な価値を重視、経営的な管理、利益あり
	堂尾生産森林組合	90.29	32	組合員関心なし、年数回の作業、利益なし
	求来里生産森林組合	101.09	35	組合員関心なし、年数回の作業、利益なし
東有田地区	東有田生産森林組合	29.22	176	組合員関心なし、年数回の作業、利益なし
小野地区	下小竹生産森林組合	29	24	組合員関心なし、年数回の作業、利益なし
	記名共有林	7.3 (解体前)	17	構成員関心なし、解体作業中（認可地縁団体に移行）、利益なし「**厄介者**」
大鶴地区	大久保生産森林組合	48	59	組合員関心なし、年数回の作業、利益なし
夜明地区	関生産森林組合	54.6	61	山の多面的な価値を重視、年数回の作業、利益なし
	記名共有林・個人有	ー	(約65世帯)	構成員関心なし（保全活動に否定的…金にならない）、年数回の作業、利益なし「**無価値**」
五和地区	内河野生産森林組合	136.2	26	組合員関心なし、年数回の作業、利益なし
天瀬町	亀石生産森林組合	184.32	38	山の多面的な価値を重視、年数回の作業、利益なし
	五馬財産区	540.89	1412	構成員関心なし、年数回の作業、利益なし「**厄介者**」
大山町	老松生産森林組合	154.52	107	山の多面的な価値を重視、年数回の作業、利益なし
中津江村	市有林	91.1	ー	山の多面的な価値を重視、年数回の作業、利益なし
前津江町	大野農事組合法人	345.2	72	組合員関心なし、年数回の作業、利益なし「**重荷**」

１．事例地の共有林の現状
担い手は高齢者（60～80代）

【13団体】
関心なし
経済的利益なし「重荷」

【5団体】
積極的な意味
〈多面的な価値〉を見出す

→そのうち【4団体】
日田地区（高瀬），天瀬町（亀石），大山町（老松），中津江村（市有林）
●共有林を利用した活動

13

（出所）聞き取り調査より筆者作成

5．市内全地区の共有林の現状把握

別雑誌に投稿中につき
本スライドの公開を差し控え

6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査　③ 地域の歴史的背景と活動開始経緯

	総土地面積(ha)	林野率(1970年)	国有林率(1970年)	私有林率(1970年)	人工林率(1970年)	林家率		農家率		山林を除く農業経営土地面積のうち		
						1960年	2020年	1960年	2020年	田面積率(1960年)	樹園地面積率(1960年)	畑面積率(1960年)
大山町	4564	81%	-	99.9%	74.0%	35.5%	12.3%	68.1%	40.0%	50.7%	8.5%	40.8%
中津江村	8386	90%	14.3%	85.4%	82.0%	30.8%	32.3%	39.9%	36.3%	70.2%	3.8%	26.0%

就業人口（大山町）

	農業	林業	水産業	第二次産業	第三次産業
1985	35.4%	2.6%	0.0%	26.6%	35.3%
1990	35.2%	2.6%	0.0%	26.6%	35.6%
1995	29.6%	2.9%	0.0%	29.6%	37.9%
2000	30.1%	1.5%	0.0%	26.6%	41.7%

就業人口（中津江村）

	農業	林業	水産業	第二次産業	第三次産業
1985	30.8%	10.4%	0.0%	17.0%	41.5%
1990	28.4%	7.2%	0.1%	20.6%	43.7%
1995	24.2%	11.6%	0.0%	19.6%	44.5%
2000	27.9%	5.4%	0.1%	21.0%	45.4%

- 両地域とも林業は盛んではない
- 両地域のほとんどの集落が森林を持つが、林野面積全体で見ると共有の割合は小さい

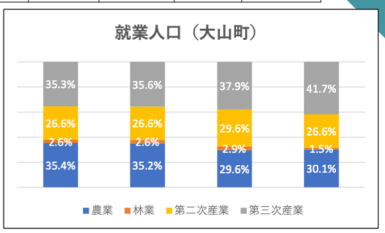

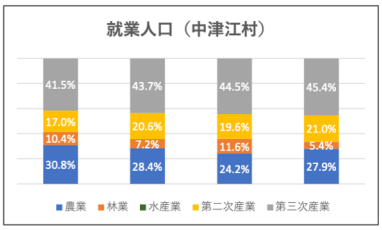

	農業集落数(2000年)	森林のある農業集落割合(2000年)	農業集落所有の共有・共用林野面積(ha)（1970年）	林野面積のうち農業集落所有の共有・共用林野割合(1970年)
大山町	35	91.4%	254	6.9%
中津江村	33	100.0%	36	0.5%

17

6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査　③ 地域の歴史的背景と活動開始経緯

地域の背景	中津江	大山
	大規模な林家（大地主）の独占・林業収入△	林業収入△・果樹栽培に転換（NPC/一村一品運動）
		ダム計画：生産森林組合の土地がダム建設予定地に
1991年	**歴史上最大規模の台風17号・19号→共有林の「防災・水源涵養機能」を意識する契機**	
	甚大な被害(住宅8割/風倒木)▶生命の危機	**災害▶上流域としての森づくりへの関心が高まる**
1993年	**村民を中心とした植樹活動**が開始（自発的）	市と協力し、ダム残土を利用した**広葉樹の森づくり**が開始
	▶森林再生を目的に国有林・私有林の買取・植林	
2000年~	福岡水道局　流域連携事業　開始	
2005年~	市有林への名義変更（活動の制限）	
2016年~		育林活動に加え、老松生産森林組合内での森林アクティビティ活動等が展開
現在	共有林管理団体（村民）：ごく少数 地域外住民：行政担当者が人集め 活動：縮小傾向・年2回→1回に	共有林管理団体（組合員）：ごく少数 地域外住民：参加多数（公募倍率2倍） 移住者・二拠点居住者の出現 活動の企画・運営側として協力 活動：拡大傾向・年10回のイベント

中津江村

200海里の森づくり交流会

作業実施地（開始当時）
・柿ノ谷市有林　約41ha
・柿ノ谷国有林　約50ha

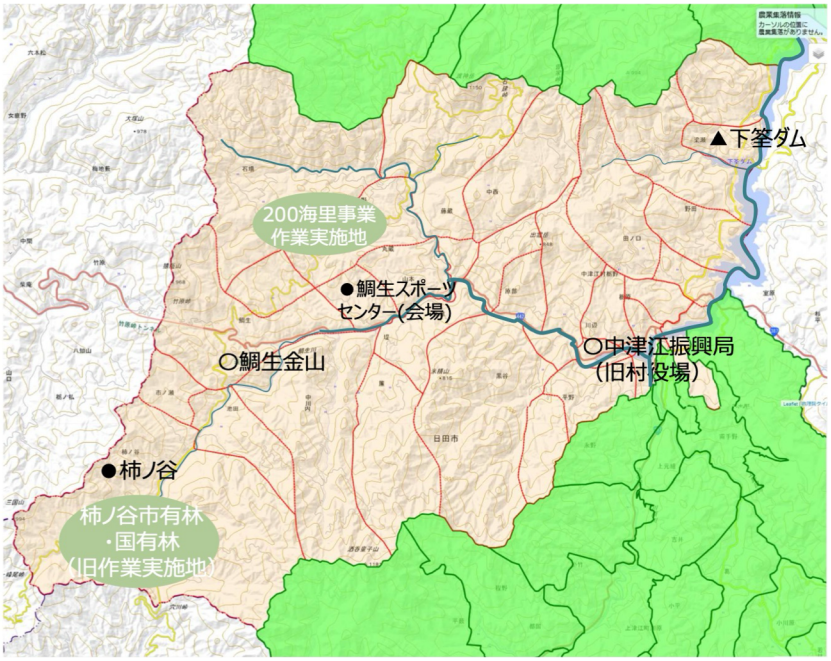

19

③　地域の歴史的背景と活動開始経緯

6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査

表6．1991年台風17号・19号による建物被害状況（注）

	世帯数（1990）	林家・事業体あたりの平均被害額（千円）*1	被害面積率（対林野）	建物被害（戸）*2				
				全壊	半壊	一部損壊	計	被害割合
旧日田市	19442	1.8	13%	-	-	-	-	-
前津江村	441	12.2	19%	3	109	140	252	57.1%
中津江村	498	8.4	9%	0	43	365	408	81.9%
上津江村	413	17.8	23%	-	-	-	-	-
大山村	1045	3.5	18%	7	24	60	93	8.9%
天瀬	1975	3.5	18%	3	56	1113	1172	59.3%

（出所）各地域町村史，農林業センサス1990，国勢調査1990より筆者作成
（注）*1林家・事業体数は1990年農林業センサスの値である。
*2各地区の史誌から調査したが、日田市史の発行はこの災害の前（1990年）であったため確認できなかった。



H13年台風17号・19号による風倒木被害
（大分県日田土木事務所資料より）

・風倒木の被害　　道路寸断、ライフラインが絶たれ一時孤立状態
・流木被害　　下流域でも被害を拡大
・流水量の減少　　被災の数年後でも周辺の川の水量が回復せず

「このままでは村民の生活もままならず、村を下りざるを得なくなれば、中津江村自体が消滅してしまう」

⇒村民たちの訴えを受け、旧役場が荒れ果てた私有林・国有林を買い取り、山の再生を目的とした森づくり事業を開始

➤中津江村
村共通の意識
（生命の危機）
活動の強い動機に

20

6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査　③　地域の歴史的背景と活動開始経緯

中津江村「200海里の森づくり交流会」
・年2回の活動　9月下草刈り　11月植樹

（中津江村民の目的）
台風被害を受けた箇所の災害復旧を目的とした森林育林活動「山の再生」
（聞き取り調査より）

⬇

筑後川の恵みを受ける下流域住民ともに森づくりを行い、水源林の大切さを周知し、森林整備に対する意識の高揚を図る
（事業目的より抜粋）

⬇

➤地域住民にとって「山の再生」という当初の目的を果たし、その後は、「都市との交流の基盤、自然保護思想の啓蒙、青少年情操教育」（中津江村誌続編2005）が主目的に変化したと思われる

2010~2013年の下草刈り実施計画（柿ノ谷市有林・国有林）

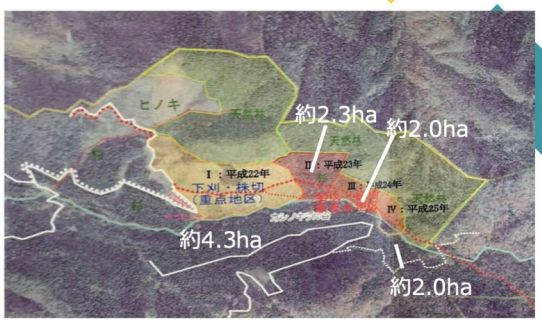

2000~　柿ノ谷市有林・国有林内で植樹・下草刈り
2005~　植樹作業のみ鯛生金山敷地内に移動
2019~　全作業が鯛生スポーツセンター敷地内に移動
~2024　植樹事業の終了　**作業面積・内容から、このイベントの地域の森林維持管理への実質的な貢献は大きくない**

○台風被害の後処理
　植樹→2004年までに完了
下刈り作業→2010年頃までに最低限完了（基本的に植樹から6年ほど）　21

6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査　③　地域の歴史的背景と活動開始経緯

中津江村「200海里の森づくり交流会」
・年2回の活動　9月下草刈り　11月植樹

（中津江村民の目的）
台風被害を受けた箇所の災害復旧を目的とした森林育林活動「山の再生」
（聞き取り調査より）

⬇

筑後川の恵みを受ける下流域住民ともに森づくりを行い、水源林の大切さを周知し、森林整備に対する意識の高揚を図る
（事業目的より抜粋）

⬇

➤地域住民にとって「山の再生」という当初の目的を果たし、その後は、「都市との交流の基盤、自然保護思想の啓蒙、青少年情操教育」（中津江村誌続編2005）が主目的に変化したと思われる

2010~2013年の下草刈り実施計画（柿ノ谷市有林・国有林）

村民たちが中心となり森林再生活動が開始
⇩
村の危機感を強く感じた当時の坂本休村長は
地域の課題（災害復興・地域資源管理）
＝
流域圏の課題（水源林の維持）
として位置づけ直すことで、下流域との協働に結びつけた

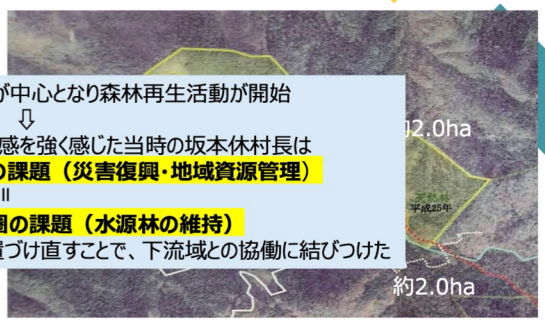

2000~　柿ノ谷市有林・国有林内で植樹
2005~　植樹作業のみ鯛生金山敷地内に移動
2019~　全作業が鯛生スポーツセンター敷地内に移動
~2024　植樹事業の終了　**作業面積・内容から、このイベントの地域の森林維持管理への実質的な貢献は大きくない**

○台風被害の後処理
　植樹→2004年までに完了
下刈り作業→2010年頃までに最低限完了（基本的に植樹から6年ほど）

22

6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査　③　地域の歴史的背景と活動開始経緯

中津江村「200海里の森づくり交流会」
・年2回の活動　9月下草刈り　11月植樹

（中津江村民の目的）
台風被害を受けた箇所の災害復旧を目的とした森林育林活動「山の再生」
（聞き取り調査より）

⬇

筑後川の恵みを受ける下流域住民ともに森づくりを行い、水源林の大切さを周知し、森林整備に対する意識の高揚を図る
（事業目的より抜粋）

⬇

➤地域住民にとって「山の再生」という当初の目的を果たし、その後は、「都市との交流の基盤、自然保護思想の啓蒙、青少年情操教育」（中津江村誌続編2005）が主目的に変化したと思われる

2010~2013年の下草刈り実施計画（柿ノ谷市有林・国有林）

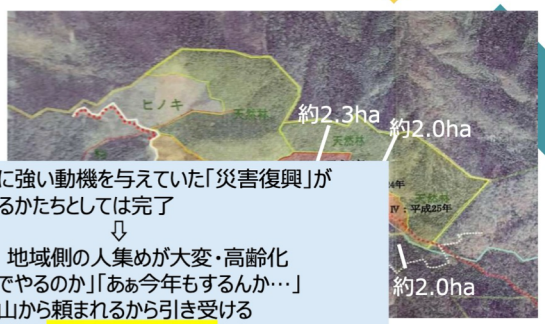

村民たちに強い動機を与えていた「災害復興」が目に見えるかたちとしては完了
⇩
（現状）地域側の人集めが大変・高齢化
「いつまでやるのか」「あぁ今年もするんか…」
市や金山から頼まれるから引き受ける
上流域の**最大の目的が消失**

⬍ …活動が形骸化・縮小

下流域側の行政・水道局としては
水資源の重要性の**市民への啓発**のために必要
行政担当者が団体等に参加を呼びかけ

植樹→2004年までに完了
下刈り作業→2010年頃までに最低限完了（基本的に植樹から6年ほど）　23

6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査

別雑誌に投稿中につき
本スライドの公開を差し控え

6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査　④ 活動への参与観察

中津江村「200海里の森づくり交流会」




9：00 会場・本部設営・食事準備



10：00 入場・説明・作業開始



11：30 移動・シャワー




11：40 食事交流会開始・地元産品の直売（婦人部）



14：00 終了・観光（鯛生金山・道の駅）

25

大山町

ひと山まるごとガーデニング

作業実施地
・老松生産森林組合所有林
　田来原地区　約150ha



26

6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査　③　地域の歴史的背景と活動開始経緯

	中津江	大山
地域の背景	大規模な林家（大地主）の独占・林業収入△	林業収入△・果樹栽培に転換（NPC/一村一品運動）
		ダム計画：生産森林組合の土地がダム建設予定地に
1991年	**歴史上最大規模の台風17号・19号→共有林の「防災・水源涵養機能」を意識する契機**	
	甚大な被害(住宅8割/風倒木)▶生命の危機	**災害▶上流域としての森づくりへの関心が高まる**
1993年	**村民を中心とした植樹活動**が開始（自発的）	市と協力し、ダム残土を利用した**広葉樹の森づくり**が開始
	➤森林再生を目的に国有林・私有林の買取・植林	
2000年～	福岡水道局　流域連携事業　開始	
2005年～	市有林への名義変更（活動の制限）	
2016年～		育林活動に加え、老松生産森林組合内での森林アクティビティ活動等が展開
現在	共有林管理団体（村民）：ごく少数 地域外住民：行政担当者が人集め 活動：縮小傾向・年2回→1回に	共有林管理団体（組合員）：ごく少数 地域外住民：参加多数（公募倍率2倍） 移住者・二拠点居住者の出現 活動の企画・運営側として協力 活動：拡大傾向・年10回のイベント

③　地域の歴史的背景と活動開始経緯

6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査

表6．1991年台風17号・19号による建物被害状況（注）

	世帯数（1990）	林家・事業体あたりの平均被害額（千円）*1	被害面積率（対林野）	建物被害（戸）*2				
				全壊	半壊	一部損壊	計	被害割合
旧日田市	19442	1.8	13%	-	-	-	-	-
前津江村	441	12.2	19%	3	109	140	252	57.1%
中津江村	498	8.4	9%	0	43	365	408	81.9%
上津江村	413	17.8	23%	-	-	-	-	-
大山村	1045	3.5	18%	7	24	60	93	8.9%
天瀬	1975	3.5	18%	3	56	1113	1172	59.3%

（出所）各地域町村史，農林業センサス1990，国勢調査1990より筆者作成
（注）*1林家・事業体数は1990年農林業センサスの値である。
*2各地区の史誌から調査したが、日田市史の発行はこの災害の前（1990年）であったため確認できなかった。

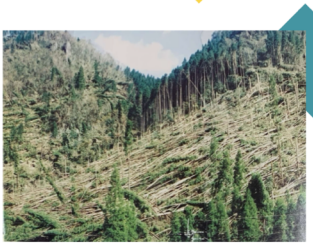

H13年台風17号・19号による風倒木被害
（大分県日田土木事務所資料より）

- **風倒木の被害**　道路寸断、ライフラインが絶たれ一時孤立状態
- **流水被害**　下流域でも被害を拡大
- **流水量の減少**　被災の数年後でも周辺の川の水量が回復せず

災害をきっかけに、上流域の森づくりに対する責任を考え直すように
自然の地形に馴染まない植林や経済優先の森林づくりを疑問視

⇒組合と行政が協力し【広葉樹の森づくり】が開始

➤大山町
下流域の流木被害
（上流域としての責任）
活動の強い動機に

28

6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査 ③ 地域の歴史的背景と活動開始経緯

大山町「ひと山まるごとガーデニング」
・年１回の活動　9月下草刈り・植樹

（老松生産森林組合の目的）
自然の摂理に合った持続可能な森づくり
（聞き取り調査より）

⬇

下流域住民が育林活動の体験を通じて水源林の大切さを理解し、さらなる連携を深める
（事業目的より抜粋）

⬇

➤持続可能な地域づくり（集落・大山町）
地域資源を多くの人に活用してもらうことで
同時に持続的管理を達成する
（聞き取り調査より）

2022年の下草刈り実施計画（老松生産森林組合所有林）



➤森林を利用したい次世代と、組合のもつ技術・経験・利用可能な土地をつなげる
（耕作放棄地やため池などの地域資源の活用も）
➤地域の里山の荒廃を防ぐため、地域外との交流活動を通じて、人を呼び込み、
次世代が真剣に森のことを考える機会をつくる

作業面積・内容から、このイベントの地域の森林維持管理への実質的な貢献は大きくない

29

6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査 ③ 地域の歴史的背景と活動開始経緯

大山町「ひと山まるごとガーデニング」
・年１回の活動　9月下草刈り・植樹

（老松生産森林組合の目的）
自然の摂理に合った持続可能な森づくり
（聞き取り調査より）

⬇

下流域住民が育林活動の体験を通じて水源林の大切さを理解し、さらなる連携を深める
（事業目的より抜粋）

⬇

➤持続可能な地域づくり（集落・大山町）
地域資源を多くの人に活用してもらうことで
同時に持続的管理を達成する
（聞き取り調査より）

災害をきっかけに、自然の地形に馴染まない植林や経済優先の森林づくりを疑問視
⇩
組合と行政が協力し【広葉樹の森づくり】が開始

大山町役場は、隣接する公園ーダム建設時の残土処理場ーの活用（地域振興）の狙いで
広葉樹の森づくりを利用した地域振興
＝
流域圏の課題（水源林の維持）
を結びつけることで、下流域との連携が開始された

2022年の下草刈り実施計画（老松生産森林組合所有林）

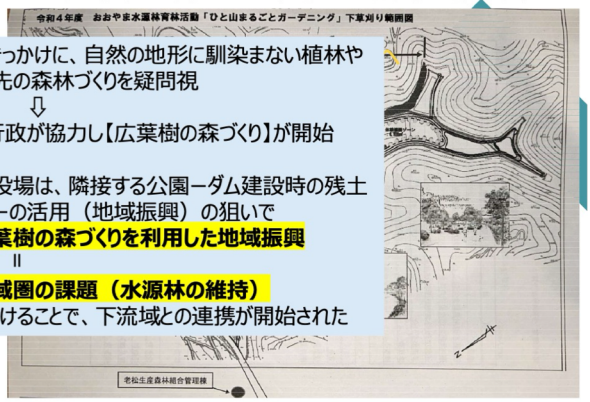

➤森林を利用したい次世代と、組合のもつ技術・経験・利用可能な土地をつなげる
（耕作放棄地やため池などの地域資源の活用も）
➤地域の里山の荒廃を防ぐため、地域外との交流活動を通じて、人を呼び込み、
次世代が真剣に森のことを考える機会をつくる

作業面積・内容から、このイベントの地域の森林維持管理への実質的な貢献は大きくない

30

6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査 ③ 地域の歴史的背景と活動開始経緯

大山町「ひと山まるごとガーデニング」
・年１回の活動　9月下草刈り・植樹

（老松生産森林組合の目的）
自然の摂理に合った持続可能な森づくり
（聞き取り調査より）

⬇

下流域住民が育林活動の体験を通じて水源林の大切さを理解し、さらなる連携を深める
（事業目的より抜粋）

⬇

➤持続可能な地域づくり（集落・大山町）
地域資源を多くの人に活用してもらうことで
同時に持続的管理を達成する
（聞き取り調査より）

2022年の下草刈り実施計画（老松生産森林組合所有林）

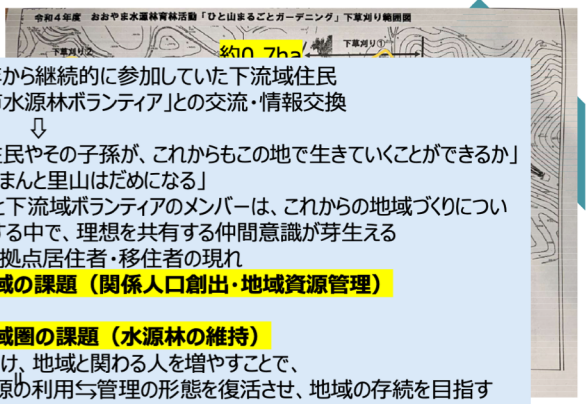

2006年から継続的に参加していた下流域住民
「福岡市水源林ボランティア」との交流・情報交換
⇩
「地域住民やその子孫が、これからもこの地で生きていくことができるか」
「人が住まんと里山はだめになる」
組合長と下流域ボランティアのメンバーは、これからの地域づくりについて議論する中で、理想を共有する仲間意識が芽生える
➤二拠点居住者・移住者の現れ
地域の課題（関係人口創出・地域資源管理）

流域圏の課題（水源林の維持）
を結びつけ、地域と関わる人を増やすことで、
地域資源の利用⇆管理の形態を復活させ、地域の存続を目指す

➤森林を利用したい次世代と、組合のもつ技術・経験・利用可能な土地をつなげる
（耕作放棄地やため池などの地域資源の活用も）
➤地域の里山の荒廃を防ぐため、地域外との交流活動を通じて、人を呼び込み、
次世代が真剣に森のことを考える機会をつくる

作業面積・内容から、このイベントの地域の森林維持管理への実質的な貢献は大きくない

31

6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査

別雑誌に投稿中につき
本スライドの公開を差し控え

6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査

④ 活動への参与観察
大山町「ひと山まるごとガーデニング」


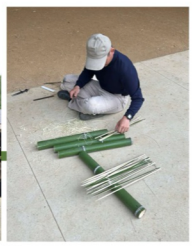

前日 会場・食事準備
（秋月里山保全の会は組合コテージに宿泊）




8:00 会場・本部設営・食事準備

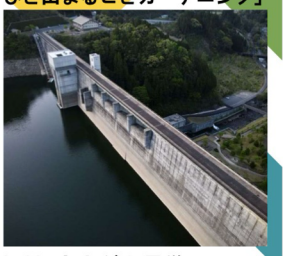

9:30 大山ダム見学



10:30 開会式・説明
・作業開始




12:15 昼食・交流会・講演会などの催し



13:15 閉会式・観光（道の駅）

33

6．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査

別雑誌に投稿中につき
本スライドの公開を差し控え

６．地域住民が主体的に関わる2地域の事例調査

別雑誌に投稿中につき
本スライドの公開を差し控え

７．考察

【本研究の目的】共有林の利用管理の現状把握を行い、どうすれば持続的な管理（管理不全を起こさない）に向かうのか、その要因を明らかにし、今後の持続的な管理への可能性を模索する。

【本研究の視角】持続的な管理→管理に積極的な意味を見出し（関心）、かつ主体的（地域住民の主体的な関与）な参加者（企画・運営と人員）が十分いる（担い手の確保）こと

調査結果のまとめ

➤9団体：管理負担の大きい「重荷」↔14団体：「多面的機能」を評価

➤4団体：地域外住民と協働した積極的な利用管理がみられた

- **日田地区（高瀬），天瀬町（亀石）：外部団体への活動協力**
- **大山町，中津江村：共有林管理団体の主体的な参加**

…ただし、地域住民の関わり方については慎重に評価する必要
「自治の程度が高い方が有利だがそれ以外の要因で成否が決まる」（井上2009）

➤大山町，中津江村：大きな災害の体験が活動契機

➤大山町：共有林を媒介とした地域外住民との多彩な活動・関係人口の創出

地域外住民との深い交流→共有林活動での企画・運営としての参加

移住・二拠点住居者による地域資源管理の動き

36

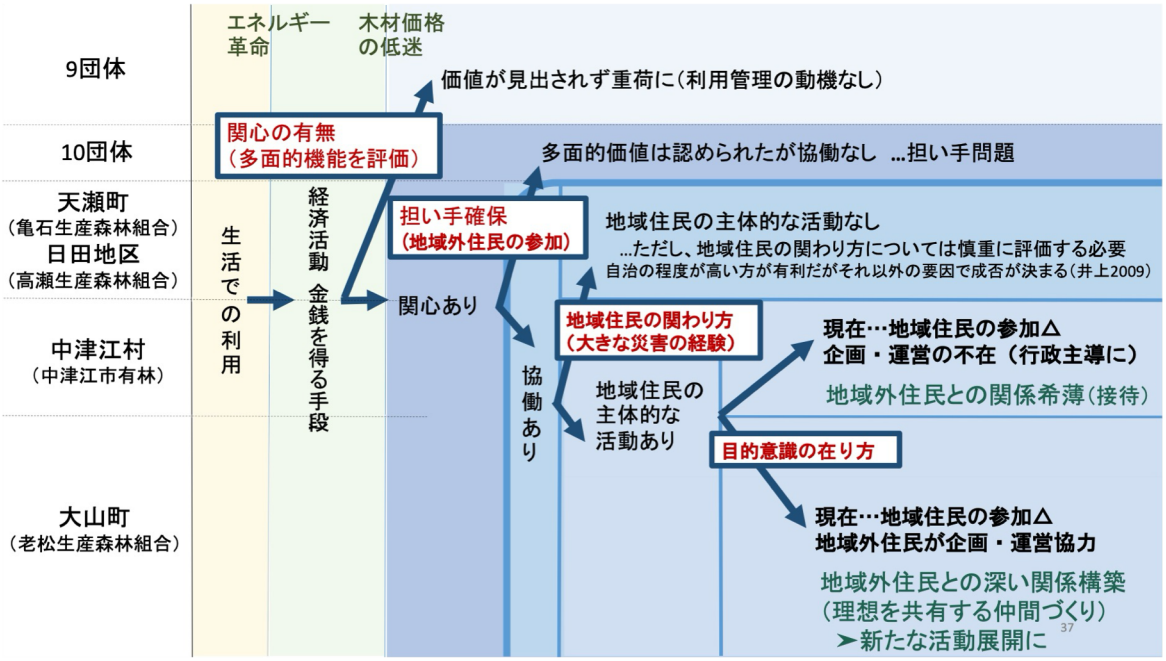

8．結論

【本研究の目的】共有林の利用管理の現状把握を行い、どうすれば持続的な管理（管理不全を起こさない）に向かうのか、その要因を明らかにし、今後の持続的な管理への可能性を模索する。

【本研究の視角】持続的な管理→管理に積極的な意味を見出し（関心）、かつ主体的（地域住民の主体的な関与）な参加者（企画・運営と人員）が十分いる（担い手の確保）こと

①関心の有無…多面的機能を評価

（9団体）関心なし【重荷】

（その他14団体）地域の枠を超えた公益性の維持

②担い手確保…地域外住民の参加

（10団体）関心はあるが活動なし

（亀石, 高瀬, 中津江市有林, 老松の4団体）流域圏における協働

③地域住民の主体的な関与…大きな災害の経験が影響

（亀石・高瀬）外部団体への活動協力

（中津江市有林・老松）地域住民が運営主体

④目的意識の在り方が活動の継続性に深く関係する可能性

（中津江市有林）高齢化により限界・縮小傾向

（老松）地域外住民の運営協力・共有林から広がるまちづくりの輪

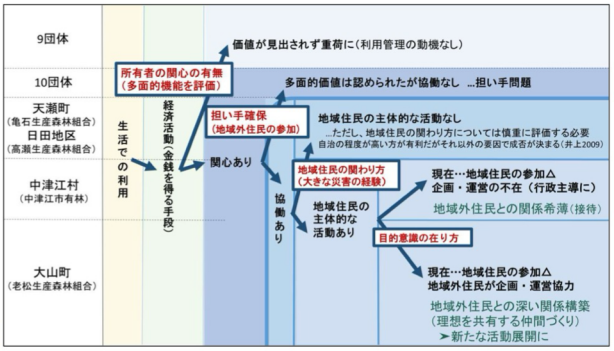

38

8．結論

本研究の目的：共有林はどうすれば持続的な管理に向かうのか？

【中津江村：市有林】
・下流域住民との交流事業　→地域の森林維持管理への実質的な貢献は大きくない
　環境学習・啓発活動としての意義　↔　余暇活動にとどまる、地域外住民の定着△
　義務なし
・現状…中津江村民の強い活動動機であった「山の再生」が達成・目的意識が弱まる
　地元住民の関与が減少　→　行政・水道局の関わりが強い形式的な活動に変化

➤ 行政主導の事業は継続性があるものの、受け入れ先の地元住民の関与が醸成されない→持続性×

【大山町：老松生産森林組合所有林】
・下流域住民との交流事業　→　地域の森林維持管理への実質的な貢献は大きくない
　関係人口が集落の共有林管理に大きく関与　↔余暇活動だが、中長期的な関わり形成の可能性
　義務なし
・現状…関係人口が資源管理に責任を持つ正規の総有的メンバーシップに加わることはできていない
　（生産森林組合の森林の権利は、原則、組合員資格をもつ者ー*地区内に住所を持つなどーのみ）

➤大山町で協力する下流域住民も、個人の関心によって今後関わりが途絶え得る→担い手として保証されない
今後、移住者・二拠点居住者・関係人口を総有的メンバーシップに取り込む必要性
もしくは、㈶阿蘇グリーンストックが構想する「特定入会権：所有を越えた協約的利用」（熊澤2010）などが参考になるのでは

参考文献

・天瀬町,『天瀬町誌』天瀬振興局総務振興係, 2005
・井上真「自然資源の共同管理制度としてのコモンズ」『コモンズの社会学ー森・川・海の資源共同管理を考える』新曜社, 2001
・大野　晃,『山村環境社会学序説ー現代山村の限界集落化と流域共同管理ー』. 農文協, 2005,　p30
・大山町,『大山町誌』大分県日田郡大山町役場, 1995
・上津江町,『上津江村史（続編）』上津江振興局総務振興係, 2005
・国際連合大学『里山・里海の生態系と人間の福利ー日本の社会生態学的生産ランドスケープ/日本の里山・里海評価　概要版』2010, p35
・高村学人・山下詠子,「表題部所有者不明土地適正化法の入会地へのインパクトと求められる探索的調査」. 入会林野研究. 2021, 41巻, p. 2-15
・農林水産省「1960年農林業センサス」（2024年5月1日に利用）
・農林水産省「1970年農林業センサス」（2024年5月1日に利用）
・農林水産省「1990年農林業センサス」（2024年5月1日に利用）
・農林水産省「2000年農林業センサス」（2024年5月1日に利用）
・農林水産省「2020年農林業センサス」（2024年5月1日に利用）
・中津江村,『中津江村誌』中津江村教育委員会, 1989
・山村哲史,「「関係人口」時代における農村の資源管理とメンバーシップ　ー総有意識と棚田オーナー制度に着目してー」村落社会研究ジャーナル 第 31 巻 , 第 2 号 , 2025
・日田市『日田市六十年史』日田市六十年史編纂委員会編, 2002
・前津江町『前津江村史（続編）』前津江振興局総務振興係, 2011
・山下詠子,『入会林野の変容と現代的意義』東京大学出版, 2011
・山下詠子,「入会林野研究の成果と今後の展望」, 林業経済. 2017, 70巻9号, p1-21
・山本信次,「市民参加による森林保全活動と森林教育ー森林ボランティアを中心にー」, 森林科学. 2007, 49巻, p15-18
・令和2年国勢調査　人口等基本集計結果　（確報値）　＜R3.11.30　総務省発表＞kokuseityousakakuhoutihitasi.pdf


ご清聴ありがとう
ございました

【質疑応答】

（司会・佐藤）報告していただいたと思います。 では、早速質問に入りたいと思いますけれども、本日、大山の老松生産者組合からもご参加されているというふうに伺っておりますので。 コメント等ありましたらまたお願いしたいと思います。 いかがでしょうか。
（梶原）老松生産森林組合長の梶原です。このような発表を佐藤さんがされるというのは聞いておりました。後継者の話があったんですけど、今この交流の中で「NPO 法人源流の森づくり」の若い人がおりまして、その人たちに自由にその森を使って楽しい森づくりをできるようになった。 今、そういう方向で今なっておりますし、今日も、今話がありました水源林ボランティアがぜひ一緒に勉強したいということで、そういうことも含めてもし話を聞きたいことがあれば、どうぞお願いします。
（司会・佐藤）ありがとうございます。いかがでしょう？
（タカオ）福岡市水源林ボランティアのタカオと申します。2022 年に移住して、ほとんど 9 割以上大山で生活しているんですけれども、我々素人でもお手伝いできるような下草刈りなどをお手伝いさせてもらっています。我々がこう、退職後に、地域や農民っていうかですね、あの中で活動できるものを教えてもらいながら、できる範囲ではお手伝いをしていきたいなと。新しい地域づくりということで、大山自体がもともと梅や栗を植えてハワイに行こうということでしたが、実は新しい作品で自然薯を植えようということにしました。 自然薯の収穫祭でちょっと 38 人ぐらい集まるようになっているんですけど、そういう交流をしながらやっていこうという土壌をいただいているのも非常に楽しいです。
（佐藤先生・司会）ありがとうございます。
（参加者）宮崎延岡から来ました。今の素晴らしい発表を受けて、今のタカオさんのお話も聞きながら、ちょっと気になったのが、行政、水道局とか入ると、なんとなく予算はあるけど賃貸化していくっていうような雰囲気に見えるということですよね。やっぱりどこでもそうなっちゃうと思うんですけど。一つ、我々が、山ではないんですけど、河川の堤防関係を使って桜と菜の花という環境作りをしているんですね。それで同じように財政的な苦しみを味わっていまして、そこで NPO 化したら国交省が委託事業をあげるよと。僕らの川が綺麗になるのは嬉しいから、自分たちで何も言われる前から草刈りしていたんですけど、その草刈りで予算を上げるよということを言っていただきました。

半分国交省の手先みたいなものなんでしょうけど、安い単価ですが、年間 100 万を超えるようなお金を頂いてですね、草刈りをしたりしながら、自分たちが好きな桜とかの花作りをやっているんですね。だから問題は、行政が入ったから云々ではなくて、行政の入り方が悪いからということではないのかな、というのがちょっと気になったので、もう発表で少し突っ込んでいただけると嬉しいかなと思いました。すいません。
（司会・佐藤）ありがとうございます。
（発表者・佐藤）ありがとうございます。 はい。 そうですね。 行政の関わりに関しては、ちょっとまだ調査中の点もありまして。 もちろんいい例もあれば悪い例もあると思いますので、そこについて詳しく見ていきたいと思います。ありがとうございます。
（司会・佐藤）その他にご質問等ないでしょうか。
（牧）少し気になったのが、この共有林入会林の目的が昔の生活保障基盤から福利増進目的に移ってきていると思うんです。そして企業参画の森づくり、これ加盟者は生産森林組合ですかね。それからもう一つは山下詩子さんの研究論文でありました、入会の森キャンプ場の問題なんですけども。 今私、鹿児島県西之表市に在住しております。 ところが、かなりの高齢化が進んでまして、下草払い、間伐に困難が出ている。平均年齢がもう七十過ぎですから。佐藤里穂さんにお尋ねしたいのは、この、人員確保というのはある程度容易にできるものなんでしょうか。種子島の場合は人員確保しようと思っても馬毛島問題を抱えていて、下働きとして馬毛島に人手を取られるもんだから、なかなか確保することが難しい。だから私もその福利増進目的で、馬毛島問題が少し下火になった後、何年か後に提案してもいいかなとは思ってるんですけど。この人員確保の面は簡単、というか容易に集まるものなんでしょうか。
（発表者・佐藤）そうですね、実際にやられている組合長さんがそちらにいらっしゃるので、そちらにお聞きしてもと思うんですが、私の方からお答えを一応させていただきますと、おそらくその現在人員確保にうまくいっている大山町の活動でも、かなり大変な点というのはあったと思いますし、実際組合長さんも下働きというか、ただ働きでやっている部分もたくさんあったと思うので、簡単ではないということは言えると思います。しかし、今回の発表では発表しなかったんですけど、参加している下流域住民の方々にもアンケートを取っておりまして、そういう方々の意向を聞くと、自分も何かしらの形で上流域に関わっていきたいと思っています。仕事といいますか、地域づくりに関わりたいというような意欲はかなり持っている方はいらっしゃいますので、上流域だったり農山村が思っているよりも都市部の人たちの関心というのは高いのかなと思っており、

それが一つの可能性ではないかなというふうには感じております。以上です。
（牧）ありがとうございます
（司会・佐藤）はい、よろしいでしょうか。 他にございませんか？
（吉弘）ちょっとお伺いしたいなと思ったのが、結論の 39 ページの項目の、グリーンストックが構想する特定入会権のところなんですね。所有を超えた協約的利用と書いてあって、あ、なるほどなと思いました。核心だろうと思うんですね、これが。いろんなあの人が増えないのは、この所有権という民法上のその縛りがありますので、砦なんですよね、所有権というのは。所有権には必ず責任が発生するんですけども、そこを強力に推し進めようというのが、一番最初に農水省の方からの提案なんですよね。で、そこと結びつけていきますと、移住されたタカオさんがこう発言されてましたけども、大山が昔、え一梅作ってハワイに行こういう、いわゆる利益誘導型の村作りかな、それをやって、大いに成功したんですけども。結局そこには資本が発生する、いわゆる利益が発生するような仕掛けを作ったわけなんですね。で、この利益が発生するような仕掛けと、その前にある、その結論の中間ぐらいにある、行政とか水道局の関わりが強い形式的な活動に変化しましたという点。どうしても、ここを最終的にその所有者が利益につながるような活動の三角形がつながってないと、多分うまくいかないだろうと、私は財産区のその森林経営をしながら、つくづく思う次第です。ですから、ここをボランティアに、無償の存在に期待をすること自体が間違っていると私は思っています。やはり、目的と戦略と戦術を明確にした上で物事にかからないことには、決して成功しないと思っています。そういった点を行政の中でも、いわゆる国がどんな目的を持って日本の林業をするのかという明確な動きを多分ようやく次年度からしていくんだろうと思います。それに基づいて、大分県として目的と戦略と戦術を持った上で進んでいかないとうまくいかないし、日田市も同様な仕掛けを明確にした上で、共通の目的がないことには、うまくいかないと思います。私の 20 年の経験上、行政とたくさん関わってきましたけども、どうしても単年度決算でやっていきますので、うまくいかないんです。ですから、やはり住民の方々の意識が強い方がですね、タカオさんみたいな人が増えたらいいんですけどですね。やっぱり私も含めて長さんとかタカオさんみたいな人が、行政と協調して目的を貫徹するような仕掛けをするべきではないかなと勝手に想像したわけです。
（発表者・佐藤）ありがとうございます。理想をいろいろ言ってはいますけど、実際に利益が絡んできたりとか、無償労働だけではやっていけないっていうところは本当に感

じるところでして、行政との連携を図りながら、協調しながら今後活動を考えていかなきゃいけないっていうのは本当にその通りだなと勉強させていただきました。ありがとうございます。
（参加者）今、九州林業塾をやっていて、中津に住んでおります。佐藤さんの発表、すごくまとまっているなと思って聞いておりまして、すごい聞き取りもやったんだなと。実は私も、生産森林組合さんと色々交流があって、福岡水源ボランティアの方とも色々親しくさせていただいていますけど、確かに、先ほどの多面的機能っていうのがすごく強調されていると思うんですよ。で、経験から言って、多面的機能って儲からないです。例えば木を売るのと水源を守るっていうのは、矛盾するというか、対立するものなんですね。下流域の人が来て、ボランティアやりました。で、多面的機能のための、スギの下刈りしましたと言っても、下流域の人たちが、あなたたちが儲かるために我々はやってるのか？という感じになってくるとまずいんじゃないかと思っているので、多面的機能が何かというのをきっちり確認する必要がある。で、多面的機能を発揮するには、やはりスギ・ヒノキよりも広葉樹をしっかり植える、環境林として植えるべきやっていう話なんか色々しています。ボランティアの方たちが集まると、ただ単に儲かるために集まるっていうだけじゃなくて、もっと違う目的で来ているんですよね。そこら辺、なぜ集まるのかっていう分析ですね。もっと深く掘り下げた方がいいんじゃないかというふうに考えます。
（発表者・佐藤）ありがとうございます。 今後、そちらも詳しく見て、またご発表できたらなと思います。
（司会・佐藤）私から一つ質問ですけれども、老松生産森林組合の組合員の方、地元の方々はこういった外部の方々が来られて、一緒にやる活動についてはどういうふうに思われてますでしょうか。
（梶原）そういうイベントをして増やしてほしいという話はございます。で、一応皆さんを案内すると、誰も来ません（笑）。そういう状況でじゃあどうするかというと、組合長に任せろというお言葉をいただきながら、まあ自分のいいようにやれるならと、いう形で、みんなで話したことをそのままやっていこうという感じで。それで、水源林ボランティアの方々は、枯木も庭の山のにぎわいとか自分では言われるんですけど、この人たちがおってくれて、新しい若い子たちが来た時に安心して来てくれる。そういうつながりが今あります。そういう先輩たちを見て、またあとにつながっていくんじゃないだろうかなというような期待です。

（司会・佐藤）そういう方々は生産森林組合の組合員にはなれないですよね。だけどもオープンスペースとして活用はみんなで認めていこうっていう、そういったスタンスということですね。その時に、佐藤里穂さんの方から最後提案のあった特定入会権だとか、そういった何か協定取り決めみたいなのは特にしない？
（梶原）今後は一応。一口 11 万くらいかな、それは脱退した時にいるものです。
（司会・佐藤）ああ、なるほど。
（梶原）一応財産調査ありましたので。半分ぐらい減るんじゃないのかという期待しましたけど、減らなくて、未だにかなり人数残っております。で、その人たちはやっぱり財産としては持っておきたい。けど後継者はいない。そこら辺のところの兼ね合いが、今度私たちが責任をどう取っていくか。
（司会・佐藤）今の組合員さんたちは脱退するという意思表明を示したら、一口 11 万円で脱退可能で、新たな入会は、今のところできないということですね。で、組合員が仮にお亡くなりになられたら、子供さんに 11 万円いくんですか？
（梶原）そうです。
（司会・佐藤）あ、それは相続されるということですね、わかりました。
（吉弘）佐藤先生にちょっとお伺いしたいんですけど。今話題になっているこの所有権の問題ですよね。所有権の問題が、農業でも林業でも極めてやばい状況になっているんですけども。所有者責任法というのがありますよね。で、これはまだ動いてないんですよね。多分農水省の動きを見ると、市町村に責任を強化していこうという流れですから、これは動き出したなと僕はピンと来たんですよ。所有者責任法がまともに動き出すと、ある種、憲法上の財産権とぶち当たるところがありますから、そこはどうなるかは分かりませんけども。いわゆる補助金とかいろんな仕掛けとか、山を持っている見えない特典はいっぱいあるんですよね。今度はそういった特典がマイナスの方向に行くような仕掛けが起きてくるだろうと思いますので、そうすると多分、こんな罰金みたいなものがあったら俺山を持ちたくない、と、手を上げる人が増える時代が来ているなと私は思っています。やっぱりそれをしないことには。多分所有して何らかのメリットがあることが、やはり間違ってきたなと私は思っております。私は森林組合の組合長もやっていますので、森林組合法の非常に甘いところはよく知っているんですよね。問題は、地元の生産森林組合の人たちが、資本がもうちょっと欲しいという時に、用意してあるのに、なぜ取りに行かないのかという点です。私は浮羽森林組合を管轄しているんですけども、浮羽森林組合が管轄区域としているのは久留米市とうきは市が

あるんです。久留米市は約 4,000 万円ぐらい、森林環境譲与税が毎年来ます。うきは市もほぼ同額ぐらいの金額が来ますので、我々はそれを行政の方に取りに行こうとしているわけなんです。それを取りに行こうとすれば、払わざるを得なくなるんですよ、やらざるを得なくなる。そういった仕掛けの税になっていますので、もっと法律を勉強されて、地元の人たちが積極的にその譲与税を利用するような仕掛けをされたら私はいいんじゃないかなと思いますけど、なかなかそういう動きが大分県の方は見えないんだなと、お話を聞きながらつくづく思いました。

（司会・佐藤）ありがとうございます。所有権とそれから所有権ではない、民法上に保障された入会権っていうのもあってですね、そことの関連で、これだけ所有意識というものが薄れる中で、今後どういうふうに整理していくのかが多分重要になってくると思います。それを進めるためにも、現場がどうなっているのかをきちんと把握した上での議論が必要かと思います。つくづく地域性が大きいのは強く感じています。多分、日田と佐伯でも違います。日本全体で抱えている課題もすごく違う中でですね、それでも共通しているのは、やはり、すごく急速に過疎・高齢化が進むという点、そしてそういう状況の中で、どういった制度設計をし、地元の人たちが参画できるような形で資源利用を考えていくかっというところかなと思います。一方で、極論として、公有化・国有化をした方がいいとか、あるいは大きな企業の林産複合経営体に所有を拡大することに対して補助金を出すとかですね、そういったこともメニューとして出てきているので、いろいろな選択肢が出てきているんですけれども。一番その地域が持続する形っていうのはどういうものなのか、ということはやはり考えていく必要があるのかなと、お話聞きながらつくづく思ったところです。どちらにしても、その入会権のメンバーシップですとか、所有権どうするかっていうのは、今後非常に大きな問題になるだろうなと思います。

【第三報告】

自伐型林業を活用した中山間地の山林整備と、地区生産森林組合の活性化の可能性について

大分県佐伯市蒲江畑野浦

戸高　勝之

畑野浦生産森林組合組合員

戸高歯科医院　院長

1. はじめに

私は佐伯市蒲江畑野浦に私有林を所有する山林所有者であり、畑野浦地区生産森林組合の組合員です。本業は歯科医師です。20 年ほど前から父の代理として組合の総会に参加するようになり、その中で林業がさまざまな課題を抱えていることを実感しました。一方で、自分自身が林業についてほとんど知らないことにも気づき、このままではいけないと考えるようになりました。そこで 7 年前から、父から相続した宮崎県延岡市北川町の山林において、自伐型林業に取り組み始めました。その経験を通じて林業への理解を深めるとともに、近年は組合の運営にも少しずつ関わるようになっています。

現在、私は本業である歯科医療と同じくらい林業に強い関心を持っています。その理由の一つは、林業と歯科医療が抱える課題や置かれている状況に、多くの共通点があると感じているからです。特に、国の政策の方向性については、両分野においてさまざまな疑問を抱いています。

本日はまず、畑野浦地区生産森林組合の現況と課題についてお話します。続いて、私の所有林で進めている自伐型林業モデル林づくりの取り組みをご紹介し、最後に今後の当地での林業の展望について私なりの考えを述べたいと思います。

2. 自己紹介

私は人口約 2,400 人の小さな漁村、蒲江畑野浦で生まれ育ちました。現在、この地区の人口は 800 人ほどまで減少しています。中学まで地元で過ごし、高校から大分市へ出ました。その後、大学は東京へ、卒業後はしばらく大学病院に在籍し、東京には 10 年ほどおりました。その後、大分に戻り大学病院に 4 年間勤務したのち、32 歳で地元で歯科医院を開業しました。開業して今年で 41 年になります。現在 71 歳です（図 1）。

当家は曽祖父の代から、地元佐伯市とお隣の宮崎県延岡市に山林を所有していました。私自身も子どもの頃から父に連れられ、年に何度か山へ行っていました。しかし、その頃は山を所有しているという認識はあっても、自分が将来林業に直接関わることになるとは全く考えていませんでした。私が山に主体的に関わるようになったきっかけは、2016 年頃、宮崎県で大きな問題となった山林盗伐騒動でした。ある日、父が所有する延岡市の山林の隣接地の所有者から、「山が盗伐されているのではないか」という連絡をいただきました。当時、父は体調を崩して入院していたため、

私が代わりに対応することになりました。弁護士の先生に同行していただき、現地調査を行いました。結果は、近くに盗伐被害を受けた山林はありましたが、幸いにも父の山には被害はありませんでした。しかし、この出来事を通じて、自分の山がどこにあり、どのような状態なのかさえ十分に把握できていない現実を痛感しました。

2018 年、父が亡くなり、佐伯市と延岡市にある約 55 ヘクタールの山林を相続しました。山を受け継いだ以上、放置するわけにはいかず、何らかの形で維持・管理していかなければならないと考え、それまで管理をお願いしていた延岡地区森林組合に相談しました。そして、組合の皆さんの力をお借りしながら、林業の世界に足を踏み入れることになりました。ちょうどその頃、新型コロナウイルス感染症の流行により、歯科関係の学会や研修会への出張が激減しました。その結果、それまで以上に時間を確保できるようになり、林業に取り組む機会にも恵まれました。今振り返ると、これも林業を始める大きなきっかけの一つだったと感じています。

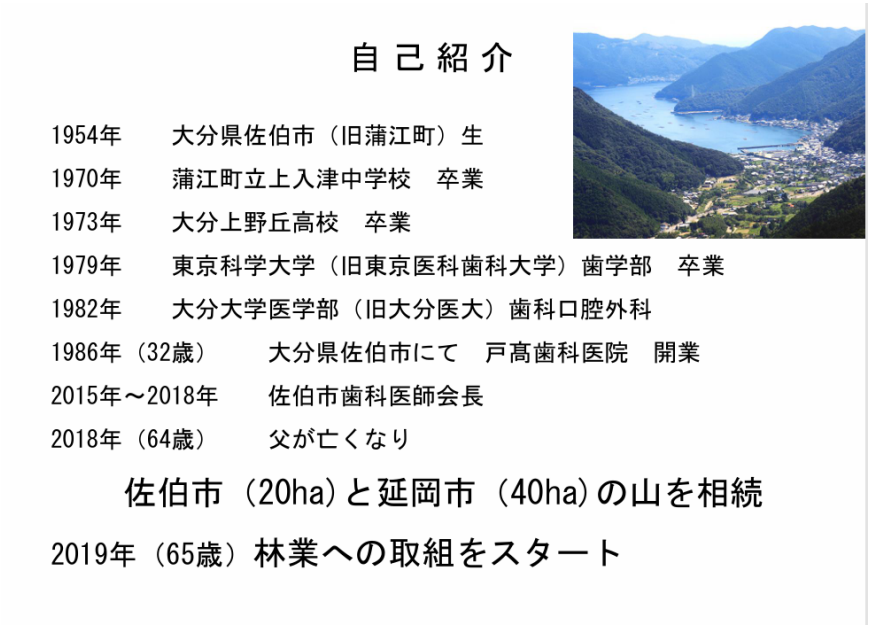

図1　自己紹介

3. 所有山林の概要と活動

相続した山林は、地元佐伯市畑野浦にも約 15 ヘクタールありますが、主な所有林は延岡市にあります。延岡市北川町無田に約 10 ヘクタール、私たちは「無田の森」と呼んでいます。また、そこから車で 5 分ほどの松内に約 20 ヘクタールの「松内の森」があります。さらに隣の北浦町須美江に約 10 ヘクタール、合計すると約 40 ヘクタールを所有しています（図2）。父が亡くなる前に残した言葉は、「100 年の森づくりを目指せ」というものでした。そのため、私は最初から皆伐をするつもりはありませんでした。間伐を中心に次の世代、そのまた次の世代へと引き継いでいけるような森づくりをしたいと考えました。

延岡市北川町に「無田の森」（10ha）と「松内の森」（20ha）北浦に「須美江の森」（10ha）

Google earth

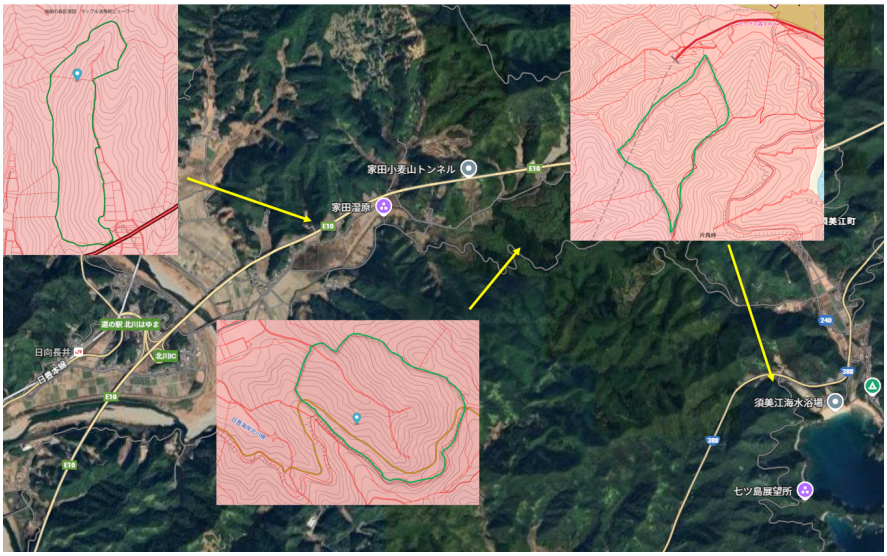

図2　延岡市の当家所有山林

そこでまず、延岡地区森林組合に相談に行きました。すると、針葉樹林の中央に幅 3～4 メートルの作業道を 1 本開設し、あわせて約3割の間伐を行う施業計画を提案されました。総施業費は約 500 万円で、そのうち山主である私の手取りは約 50 万円になるという説明でした。その話を聞いたとき、私は大きな衝撃を受けました。「これだけの面積の山を間伐しても、収入はこの程度なのか。」「山の経済的価値は、ここまで低下してしまっているのか。」長年かけて育てた森林であるにもかかわらず、その収益の低さは私の想像をはるかに下回るものでした。正直なところ、大きな戸惑いを覚えたことを今でも鮮明に覚えています。

ちょうどその頃、娘婿が地元へ戻ってきていました。そこで二人で林業に関する本を買い、インターネットでも情報を調べました。その中で出会ったのが「自伐型林業」でした。大型機械による皆伐ではなく、小規模で持続的に森と関わりながら自分で経営していく。その考え方に、私は強く惹かれました。そして幸運なことに、自伐型林業の第一人者である徳島県の橋本光治先生、そして、本日の発表の応援にも来てくださっている延岡自伐型林業研究会の野々下さん、佐伯さん、早瀬さんご夫妻をはじめ多くの素晴らしい方々との出会いがありました。これは本当に幸運でした。（図3）。

自伐型林業の実践は、2020 年に延岡市北川町の「無田の森」10 ヘクタールからスタートしました。この取り組みの詳細については、後ほど改めてお話します。

山林の整備や運営については、延岡自伐型林業研究会や九州林業塾の皆さんに多くのご指導とご協力をいただきながら進めてきました。そのおかげで、少しずつ森林経営の考え方や山づくりの

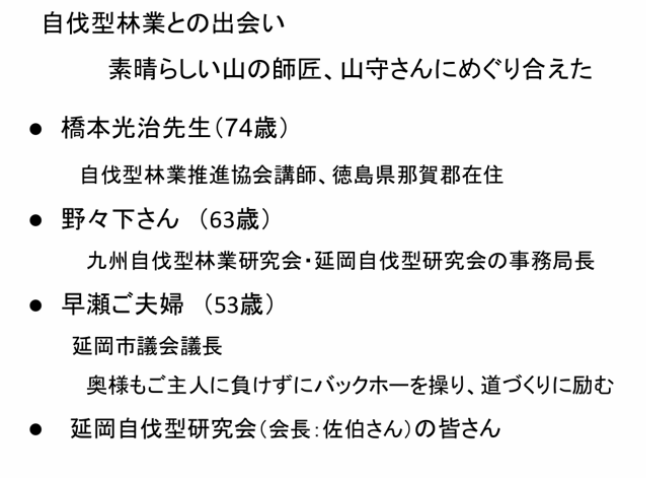

図3　自伐型林業での出会い

方向性が見えるようになってきました。その一方で、山の知識が増えるにつれ、地元畑野浦地区生産森林組合のことが気にかかるようになりました。「地域の森林の現状は」「組合の課題は」「今後、地域の森林をいかに守り、次の世代へ引き継いでいけばよいのか」といったことを真剣に考えるようになりました。それが、私が畑野浦地区生産森林組合の活動に積極的に関わるようになったきっかけです。

4. 地区生産森林組合の現状と課題

当組合の山林所有の沿革です（図4）。畑野浦生産森林組合が所有している山林は、大正 15 年に原野として登記されました。その後、昭和 28 年に町村合併促進法が施行されております。

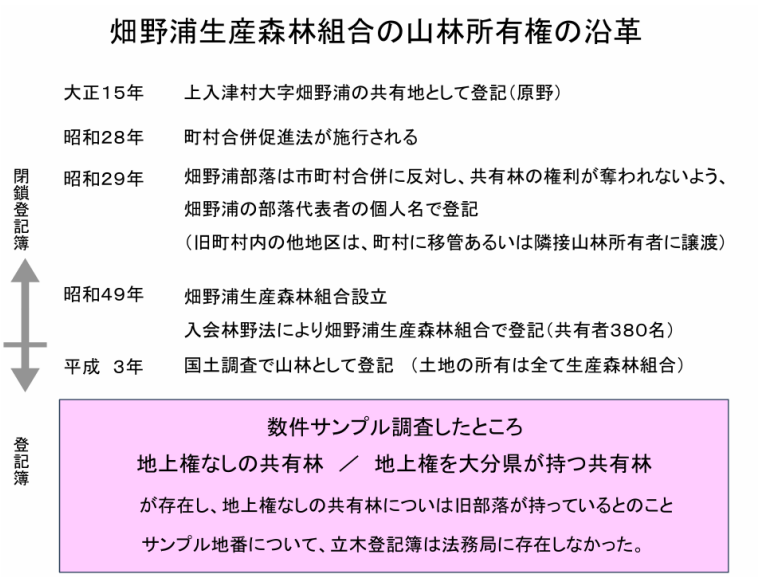

図4　畑野浦生産森林組合の沿革

畑野浦地区の住民は、市町村合併によって共有林、いわゆる入会林の権利が失われることへの強い危機感があり、共有林を守るために集落代表者個人の名義で登記を行いました。旧蒲江町の他の地区では、町村へ移管したり、隣接する山林所有者へ譲渡したりするケースも多かったのですが、私たちの地区では地域で権利を守る道を選んだわけです。そして昭和 49 年、生産森林組合を設立し、入会林野近代化法に基づいて、「畑野浦生産森林組合」として登記されました。発足時の組合員数は 380 名でした。平成 3 年、国土調査が実施され山林として正式に登記され現在に至っています。

「学校用地」とある場所には、以前は中学校がありましたが、廃校後は養護施設として活用されています。現在の組合の所有地は 46 筆、面積は 536ha、組合員数は 234 名です。(図5)。

	種類	筆数	面積（ha）	固定資産税
1	山林	18	112.6	156,618
2	保安林	22	421.59	0
3	学校用地	1	0.53	0
4	宅地	1	0.25	0
5	その他	4	1.11	0
	合計	46	536.08	156,618

杉　　：34ha　　20.940 ㎥
ヒノキ　：105ha　　40.428 ㎥
天然林　：110ha

組合員数　234名

表－2　令和 4（2022）年（8 月末現在）における生産森林組合の組合数と経営面積

生産森林組合	組合員数	経営面積（ha）
A	8 名	53
B	17 名	36
C	17 名	164
D	18 名	29
E	24 名	46
F	24 名	87
G	25 名	284
H	38 名	102
I	40 名	228
J	123 名	49
K	167 名	461
L	344 名	32

第19回村落環境研究会シンポジウム
第1報告「大分県玖珠郡の生産森林組合の現状について」より

広大な玖珠町のどの生産森林組合よりも経営面積が大きい（地区の人口は約700人）

図5　　畑野浦生産森林組合について

畑野浦生産森林組合定時総会配布資料

事　業　報　告　書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

第1　組合の運営組織の状況に関する事項

（1）総括事項
大分県に保安林の申請を行った。
畑野浦地区の森林の維持について関係機関と協議を行った。

（2）庶　務　事　項
法務局、佐伯税務署、県税事務所及び佐伯市役所で法人税等事務処理を行った。
大分県林業公社と林業専用道の拡幅工事に伴う協議を行った。
大分県に保安林申請を行った。
令和6年度生産森林組合研修会（黒木組合長出席）

（3）総会

通常臨時の別	開催日時	組合員数	組合員の出席者数 実出席員数	代理出席員数	書面議決員数	計	出席率
通常総会	令和6年6月2日	234	21	0	198	219	93.6%
	議事、決議事項及び報告事項	1．令和5年度事業報告、貸借対照表及び損益計算書の承認について 2．令和6年度事業計画（案及び資金計画（案）の承認について 3．畑野浦生産森林組合所有林の保安林申請について 4．役員の改選について					

（4）理事会
畑野浦森林組合所有林の保安林申請の進捗状況報告
令和6年度総会資料の作成
大分県林業公社と林業専用道の協議を行った。
畑野浦地区の森林の整備について協議を行った。3月7日、17日

（5）監査

実施年月日	監査に従事した監事名		主な指摘事項
令和　年　月　日	塩月　重文 富高　新一	預金通帳、領収書及び出納簿	

（6）役職員

区　分	職　員 常勤理事	非常勤理事	監事	職　員 専任	兼任	常用人
前年度末現在	0人	12人	2人			
本年度就任（採用）		0人	0人			
本年度退任（退職）		0人	0人			
本年度末　現在	0人	12人	2人			

1

貸　借　対　照　表

令和7年3月31日現在

科目	小計	合計	科目	小計	合計
【資産の部】 流動資産			【負債の部】 流動負債		
1　現金	258,822	258,822	1　未払い金		
3　普通預金	1,661,540	1,661,540	2　預り金		
2　定期預金	2,000,988	2,000,988	3　未払い法人税		
未収金					
仮払金					
			流動負債合計		
流動資産合計		3,921,350	固定負債		
固定資産 有形固定資産			長期借入金		
			道林資金		
1　森林	2,500,000		施設借入金		
2　土地	384,138		退職給与引当金		
3　建物			固定負債合計		
有形固定資産合計	2,884,138	2,884,138	負債合計		
外部出資金			純資金の部		
系統出資金	6,000	6,000	出資金		6,644,000
系統外部出資金			未払い込出資金		
外部出資金合計			剰余金		
			当期未未処分剰余金		
その他の固定資産合計					
固定資産合計			当期利益	43,471	
			前期繰越剰余金	124,017	
繰り延べ資産合計					
			当期剰余金合計		167,488
			現金		
			純資産合計		
資産合計		6,811,488	負債・純資産合計		6,811,488

3

図6　畑野浦生産森林組合提示総会配布資料

図6は令和6年度の総会資料です。組合の総資産は約 690 万円で、このうち繰越預金は 400 万円弱となっています。役員は組合長を含め 12 名おりますが、全員が非常勤であり、それぞれ本業を持ちながら組合運営を支えています。過去6年間の事業損益を見ますと、令和7年度には臨時的な立木販売収入がありましたが、通常の固定収入は中学校跡地の賃貸による不動産収入が中心です。これに電柱敷地料などを加えても、年間収入はおよそ 23 万円程度にとどまっています。

一方、支出の大部分は固定資産税をはじめとする租税公課です。そのため、令和4年度までは固定資産税の負担だけで年間 60～70 万円程度を要し、毎年、繰越預金を取り崩しながら運営せざるを得ない状況が続いていました。このままでは組合財政の維持が難しいことから、歴代の役員が中心となって保安林指定の申請に継続的に取り組んできました。その結果、固定資産税は年々減少し、令和5年度には約 23 万円まで圧縮することができました。

この取組みにより、ようやく年間の固定収入と固定支出がおおむね均衡する水準まで改善しましたが、依然として新たな森林整備事業を計画的に実施できるだけの財政的余裕はありません。したがって、現在の組合活動は、役員のボランティアによる保安林指定申請などの管理業務と、年 1 回の定時総会の開催が中心となっており、年度当初に事業予算を組んで計画的な森林整備を進めることは難しいのが実情です。

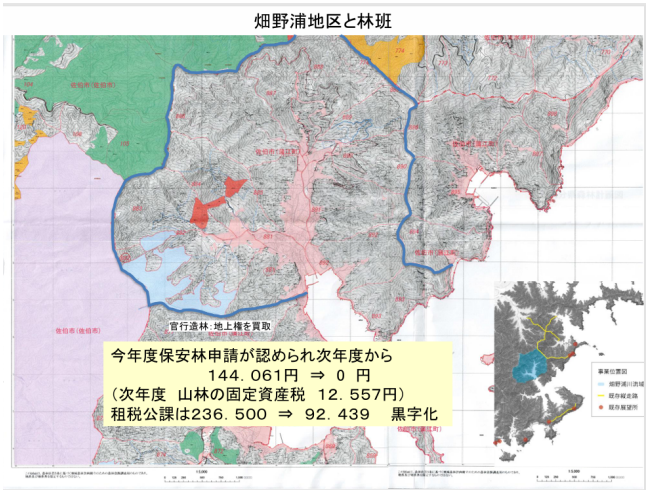

図7　畑野浦地区の林班図

さらに、図7の水色で示した区域は、もともと「官行造林」として国および佐伯市が地上権を有していましたが、数年前に地区生産森林組合が約 6,000 円で地上権を買い戻しました。今年度、この山林についても保安林申請が認められたことから、現在課税されている固定資産税約 14 万円が来年度から非課税となる予定です。その結果、来年度以降は組合が所有する全ての山林に係る固定資産税が年間 1 万 2,557 円まで減少する見込みです。長年にわたり役員が取り組んできた保安林指定申請の成果により、組合の収支はようやく黒字に転換する見通しがつきました。保安林指定申請が一段落したことと、収支も少しですが黒字化することから、次年度からは当初に事業予算を組んで、これから述べる諸課題の解決に取り組んではとの意見も出ております。

次に、生産森林組合が抱えている課題です。今年、農林中金森林再生基金の助成事業へ応募しました。残念ながら採択には至りませんでしたが、その準備の過程で、組合所有林の実態を調査していくと大きな問題が見えてきました。事前に組合所有の山林の数か所をサンプル調査したところ、共有林には大きく二つの形態があることが分かりました。一つは、地上権の設定がない共有林。もう一つは、大分県が地上権を持っている共有林です。

地上権のない共有林は山林の土地の所有権は組合にあり、固定資産税も組合が負担しています。しかし立木については8つの旧部落の所有とのことでした。しかし、どの部落の所有かを裏付ける文書や記録がほとんど残っていません。法務局に出向き登記簿を確認しましたが、立木については旧部落名の記載はありませんでした。

具体例を示します。

サンプル調査（組合所有：地上権なし：2413-1）

2025／11／11　12：48　現在の情報です。

表題部（土地の表示）			調製	平成12年5月24日	不動産番号	3203000130038
地図番号	J44、J45、J54、J55、K31、K32、N14、N15、P11、P12、P21、P22、N25		筆界特定	余白		
所在	南海部郡蒲江町大字畑野浦字シゲゾ			余白		
	佐伯市蒲江大字畑野浦字シゲゾ			平成17年3月3日行政区画変更 平成17年3月22日登記		
①地番	②地目	③地積㎡		原因及びその日付（登記の日付）		
2413番1	原野	35884：		余白		
余白	余白	28707：		昭和46年2月2日一部地目変更 ③2413番1、2413番43ないし2413番45に分筆 （昭和46年4月15日）		
余白	余白	28686：		昭和52年9月26日一部地目変更 ③2413番1、同番49に分筆 （昭和53年5月22日）		
余白	山林	351581：		②年月日不詳変更 年月日不詳一部地目変更 ③2413番1、同番50、同番51に分筆 同土調査による成果 （平成4年5月18日）		
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年5月24日		

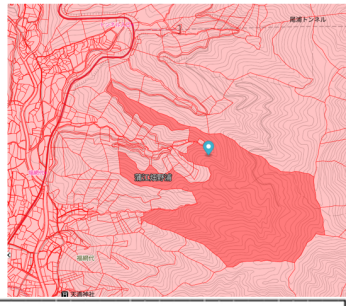

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	共有者全員持分全部移転	昭和49年8月6日 第1030号	原因　昭和49年7月5日出資 所有者　南海部郡蒲江町大字畑野浦373番地 畑野浦生産森林組合 順位5番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年5月24日

境界不明・記録はないが地上権（立木）は旧田中村の所有といわれている

図8　サンプル調査した山林

図8は、約 35ha の山林の登記簿です。土地の所有者は畑野浦生産森林組合ですが、地上権の設定がありません。組合員から話を聞くと、この山林の立木は、かつて旧田中村が出合いによって植林や下刈り、間伐などの管理を行ってきたため、旧田中村の所有であるとされています。しかし、一筆の土地の中にスギ林とヒノキ林が混在しており、その境界も明確ではありません。また、境界や立木の所有権を客観的に証明する資料もないようです。

一方、地上権が設定されている区域については、土地は畑野浦生産森林組合が所有し、立木は旧大分県林業公社、現在は大分県が所有していることがはっきりしています。旧部落によっては、過去の出合作業の参加者名簿や作業回数の記録が残されている場合もありますが、それら

は各部落の代表者が代々引き継いで管理しています。部落によっては退会を希望する人に対し、数万円程度の現金を支払って退会手続きを行うなどの慣行もありますが、その運用方法は部落ごとに異なっています。

このような状況から、山林の所有関係については、正式な記録に基づいて整理されているというよりも、「昔、誰がその山の管理に携わっていたか」「あの山はどの部落のものだったはずだ」といった記憶や言い伝えによって維持されている部分が少なくありません。言い換えれば、山林の所有や管理の実態は、かなりの部分が推定に基づいて運用されている状況です。もっとも、慣習的なルールは現在も残っています。例えば、広葉樹を伐採して立木を販売した場合、その収益は部落全体の共有財産とし、販売額の 3%を生産森林組合へ納めるという取り決めがあります。しかし、その前提となる「どの山林がどの部落に属するのか」という点については、必ずしも明確になっていません。

畑野浦生産森林組合の組合員数・収入・支出

（総会資料より）

項目			R 2 2020	R 3 2021	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025
組合員数			277	277	277	277	259	234
収入	事業損益	立木売上	0	0	0	0	0	99,660
	事業外		228,320	240,172	225,704	225,445	238,205	225,997
	内訳	不動産賃貸料	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
		その他	28,320	40,172	25,704	25,445	38,205	25,997

図9　組合の組合員数・収入の推移

図9は地区生産森林組合の組合員数・収入・支出の推移です。令和7年度に立木売上として 9 万 9,660 円が計上されていますが、これは佐伯広域森林組合が崩れた林道の補修工事を実施した際、伐採した木材を売却した臨時の収入です。立木がどこの部落のものか特定することができなかったため共有財産として取り扱われ、組合の総会資料に臨時の収入として計上されています。また、旧部落ごとに独自の財産が存在しますが、その規模や管理方法も部落によって大きく異なります。これについては、毎年正月、5月、9月に行われる「お日待ち」の神事の後に簡単な報告がなされています。しかし、現状の問題点を指摘する意見はあっても、具体的な議論や解決策の検討には至らず、長年にわたり課題が先送りされてきたのが実情です。

現在の組合が抱える主な課題を整理すると、次の４点に集約されます。

①立木所有権が不明瞭（図 10）

②地上権設定が整理されていない

③山林境界が不明確である

④実態を把握している関係者の高齢化が進んでいる

ことです。

　これらの問題は相互に関連しており、時間の経過とともに関係者の記憶が失われれば、さらに解決が困難になることが懸念されます。そのため、今後は歴史的経緯や慣行を尊重しつつ、所有関係の整理を進めていくことが重要な課題です。

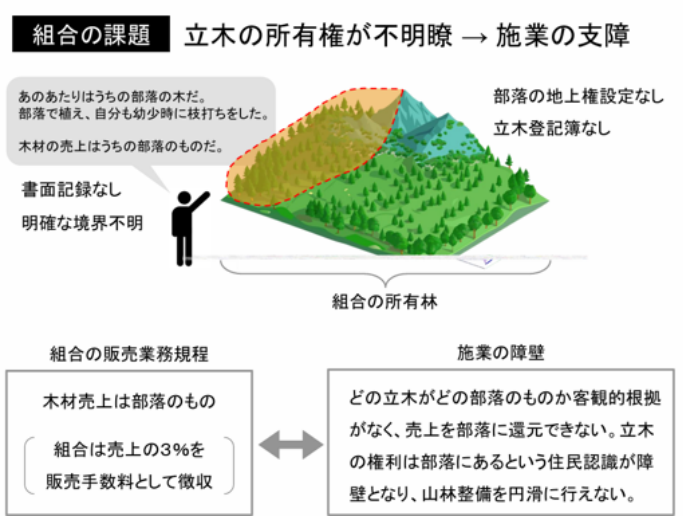

図 10　組合の課題の一つ「立木の所有権が不明瞭」

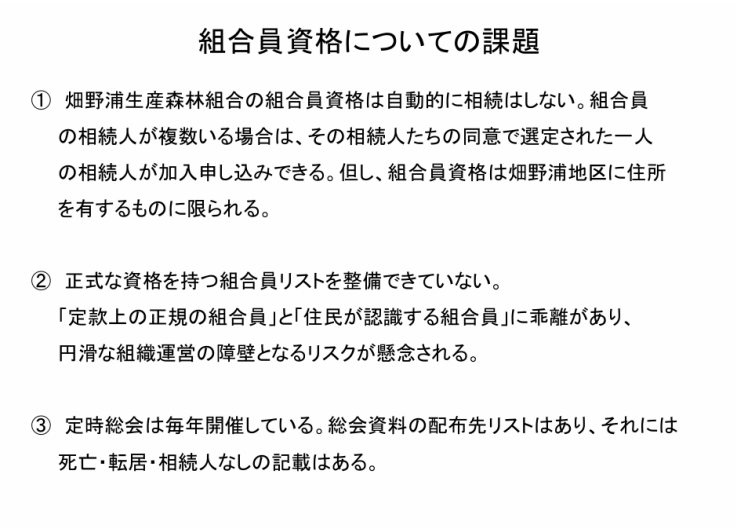

図11　組合員資格についての課題

　もう一つ、大きな課題があります。それは組合員資格の問題です（図 11）。現在、組合員資格は「畑野浦地区に住所を有する者」に限定されています。しかし、相続によって自動的に組合員資格

が承継される仕組みにはなっていません。そのため、組合員名簿が十分に整備されておらず、正確な組合員の把握ができていない状況があります。定時総会は毎年開催しており、そのための総会資料配付先リストも存在します。そこには、死亡、転居、相続人不在などの情報も記録されています。しかし、それらの情報と組合員資格との整理が十分になされておらず、実際の組合員名簿として活用できる状態には至っていません。さらに、今後避けて通れない課題が、森林や権利関係の集約化です。そのためには、まず現状を調査し、整理する必要がありますが、問題は「作業を誰が担うのか」という点です。

実は、農林中央金庫の助成事業への申請を検討した際、この問題に対応できる専門家を探してみました。大分県南部振興局林業課、佐伯広域森林組合のアドバイザー、土地家屋調査士など、さまざまな機関や専門家に相談しましたが、問題全体を引き受けて整理できる人材は見つかりませんでした。

その結果、現在は、こうした作業は組合自身で進めていかなければならないという認識に至っています。また、課題解決に活用できる助成制度についても調査しましたが、現時点では適切な支援制度を見つけることができていません。そのため、組合としては、何から着手するべきかを検討している段階です。現時点では、まずは組合員名簿の整理から始めることが必要だと考えています。立木の所有権については、地域の歴史を知る高齢者の方々への聞き取り調査を進める必要があります。さらに、過去の国土調査において境界確認の立会いを行った方が誰だったのかを調べ、旧部落の関係者から当時の経緯を確認できないかといった検討も行っていますが、「具体的にいつから、何から着手するか」は未定です。

また、地域内でも将来の方向性について意見の違いがあります。比較的高齢の方々の中には、「立木も含めて生産森林組合へ一本化した方がよい」という意見があります。一方で、大きな立木資産を持つ旧田中村の関係者の中には、「山は自分たちの先祖が守ってきた山である」という意識が強く、立木を生産森林組合へ移管することに対して慎重あるいは反対の考えを持つ方もいます。

さらに、組合運営も課題となっています。これまで組合役員は、ほぼ無報酬のボランティアでした。しかし、今の時代、複雑な事務や調査を伴う組合運営をボランティアだけで継続していくことは難しくなっています。定時総会で何度か、「役員には日当程度の報酬を支払えるような事業予算を確保すべきではないか」という提案を行いましたが、財政状況は厳しく、現在のところ実現には至っていません。

生産森林組合を取り巻く課題は、単に森林の管理や権利関係の問題だけではなく、組合員資格の整理、地域内の合意形成、さらには将来の組合運営体制の確立にまで及んでいます。現在は、それらの課題について調査と検討を進めている段階であり、本日は、そうした現状についてお話しさせていただきました。

5. 自伐型林業について

私が自伐型林業に取り組み始めたのは、2020 年 4 月のことです。最初に着手したのは山の作業道整備でした。図 11 は、「無田の森」の入口に設置した看板です。右上の写真は作業道開通前の状況、右下の写真は完成直後の様子を示しており、自伐型林業の手法によって整備された作業道が確認できます。作業道整備にあたっては、私の山の師匠でもある橋本光治氏からご指導をいただきました。この活動を開始した時期は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発出された直後にあたります。都市部ではさまざまな活動が制限されていましたが、山は人との接触が極めて少ない環境であり、十分な距離を確保しながら活動を継続することができました。

野々下博氏に山守をしていただいている「無田の森」は、父の代までは山裾に 1 本の作業道があるだけでした。しかし、自伐型林業による継続的な道づくりの結果、現在では作業道 8 路線、総延長約5km の作業道が整備されています。（図 12）。また、自伐型林業の普及啓発を目的として、「無田の森」の取り組みを紹介する動画も制作しました。自伐型林業の特徴の一つとして、伐採時に発生した支障木の多くを作業道の路体材として活用する点が挙げられます。そのため、林地残材や廃材の発生を大幅に抑制することが可能です。これらの取り組みの詳細については、「無田の森」リーフレットにまとめていますので、後ほどご参照ください。

延岡市の補助事業は一か所3年間で一区切りとなりますので、2023 年からは新たに「松内の森」において自伐型林業による作業道整備を開始しました。「松内の森」では、森林整備を進めるだけでなく、「自伐型林業が経済的に成立し得るのか」という課題を検証する実証林として位置づけています。現在は早瀬氏ご夫妻に山守として管理に携わっていただきながら、森林経営の実証を進めています。

松内の森では、大分市の土木測量会社「コイシ」が私たちの活動に興味を示してくださいました。ダムのレーザー測量に強い会社ですが、新たな試みとして山林の作業道の設置ルートの状況把握や材積量の計測にレーザーを活用できないかとのことで、無償でレーザー測量を実施していただくことができました。図 13 は松内の森全景、図 14 はドローンから見た自伐型林業の作業道および上空から撮影したデータから地上の樹木を PC 上で取り除いた山肌の地形を示した画像です。

右写真中央のレーザー測量装置を積載したドローンの価格は 5,000 万円ほどするそうです。万一の事故に備え7名体制で来てくださり、本来なら 1 回 300 万円ほどかかる測量を無償で行ってくれました。3年目を迎えた「松内の森」には、地区の森林組合の所有林 200mを抜けたところから、山の中腹を通る県道まで 550mの幹線が通り、幹線から分岐する4つの支線を含めると約2km の作業道が入っています。10ha の山ですので、あと5km ほど作業道が完成すれば、橋本先生の山

に近い高密度路網が整備できることになります。知人の自然ガイドを案内すると「人工林でも、こんなに綺麗になるんだ」と驚いていました。ぜひ皆さんにも、ご覧いただければと思います。

「無田の森」では、毎年春には「無田の森」「松内の森」で植樹祭、秋には延岡市の小学生を対象に「森の授業」を実施しています。、（図 15）。私も時間の許す限り、山主として参加しています。私の目標は、山の師匠である橋本光治先生の 150 年の森づくりですが、残念ながら、私の代では見届けられないようです。完成形は孫の世代となることでしょう。

６．歯科と林業

少し話が横道にそれます。私は「林業と歯科医業は似ている」と感じています。私は今年で開業 41 年目を迎えますが、この間、日本の歯科医療の変遷を臨床の現場から見続けてきました。

WHO（世界保健機関）は 1969 年以降、歯の健康を維持するための基本戦略として、「治療中心」から「予防中心」への転換を提唱し、特にフッ化物を活用したむし歯予防の重要性を世界各国に勧告してきました。スウェーデンでは WHO の提言を積極的に受け入れ、科学的根拠に基づくフッ化物応用を柱としたむし歯予防プログラムを国を挙げて展開しました。その結果、むし歯は激減、現在では世界有数のむし歯予防先進国として知られています。一方、日本では長年にわたり、「早期発見・早期治療」がむし歯対策の基本方針とされ、むし歯発生後に歯を削って修復する治療中心型の歯科医療が主流です。一度削った歯は再治療を必要とする可能性が高く、治療を繰り返す中で歯質が失われ、最終的に抜歯に至る場合も少なくありません。また、予防対策においても、歯みがき指導を中心とした取り組みが重視され、フッ化物応用など科学的根拠の確立した予防法の普及は欧米諸国に比べて遅れています。その結果、日本では新たなむし歯の発生を抑制できず、今でも他の先進諸国と比べむし歯有病者率の割合が高い状況がみられます。

図 16 は日本とスウェーデンでむし歯（テレビなどでは虫歯と表記されることが多いが、正しくは「むし歯」）のある人の割合を比較したグラフです。日本では、むし歯のない人を探すのが難しいほ

ど、むし歯は広く存在しています。40 代ではほぼ 100%の人がむし歯を経験し、80 代になると約半数の人が入れ歯を使用しています。一方、スウェーデンでは、40 代でむし歯のある人は 20%以下にとどまり、80 代になっても約半数の人はむし歯ない健康な自分の歯を保持しているのです。スウェーデンと日本の間には、いまだに大きな歯の健康格差が存在しているのです。スウェーデンと日本の違いは、予防と治療の成果の差を示す一例であり、今後の歯科保健政策を考える上で重要な示唆を与えています。

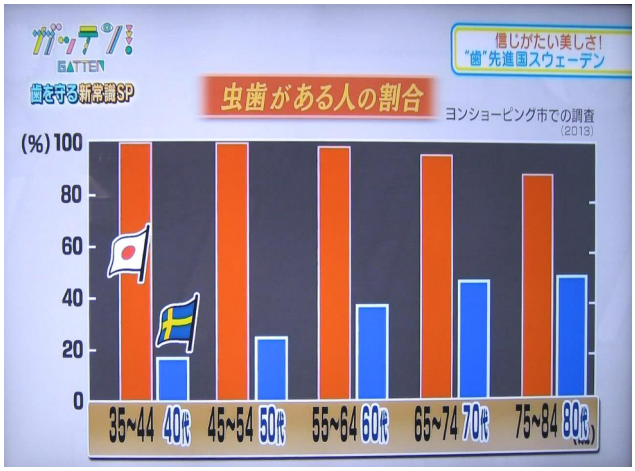

図 16　　虫歯がある人の割合（2013 年）

歯科医療における「予防」と「治療」の関係を、日本の林業に重ねて考えてみたいと思います。

私見ですが、長伐期多間伐施業（自伐型林業）は歯科における「予防」、短伐期皆伐再造林施業は「治療」に相当するのではないかと考えています。現在、日本の林業政策の主流となっている 50 年伐期を基本とした皆伐再造林施業は、作業効率や短期的な経済性に優れているという利点があります。その一方で、いくつかの課題も指摘され、例えば、①寿命が数百年に及ぶとされるスギの生命力を十分に活かしきれていない、②皆伐後の土砂流出や地力低下による山地の疲弊、③豪雨災害等の誘因となる可能性、④長期的な視点から見た持続可能性の問題などです。

もちろん、林業においてすべての樹木を残すことは現実的ではなく、適切な間伐は森林経営に欠かせません。しかし、間伐という継続的な手入れを重ねながら森林の健全性を維持し、長い時間をかけて樹木を育成・活用していく長伐期多間伐施業の考え方には、歯科医療における予防の理念と共通する部分があるように思います。長伐期多間伐施業は、単に木材を生産するだけでなく、森林環境の保全や山地の健全な維持にも大きく寄与します。一方、人間の歯も自然の一部と捉えるならば、歯の健康を守ることは、人々の生活の質や健全な生活環境を支えることにつながります。森林と歯は一見すると全く異なる存在ですが、どちらも日々の適切な管理によってその価値を長く維持できるという点で共通しています。そして、その積み重ねは個人のみならず地域社会全体にも大きな恩恵をもたらすものと考えています。

しかしながら、歯科における予防医療と林業における長伐期多間伐施業には、共通する課題があります。それは、「対象者への説明の難しさ」と「経済性の問題」です。歯科医療において、「治療」は比較的説明しやすい分野です。痛みや機能障害といった目の前の問題が存在するため、患者の理解を得やすく、必要性も明確です。また、日本の保険医療制度は疾病が対象であり、経営の点においても一定の収益が確保されています。

これに対して「予防」は、効果が現れるまでに長い時間を要します。むし歯や歯周病にならないことの価値を理解していただくためには、継続的な説明と信頼関係の構築が不可欠です。また、経営においても、予防は治療に比べると収益性が低くなる傾向があります。それでも私は「治療」よりも「予防」こそが人々の健康を守る最も重要な手段であり、やり方を工夫すれば経営面でも治療に劣らないことを立証できています。

この構図は林業にも当てはまります。皆伐再造林施業は、山主にとって理解しやすく、比較的短期間で収入を得られる方法です。また、林業事業体にとっても一度にまとまった収益を確保できるという利点があります。しかし、次の収穫は 50 年後になります。その間の森林管理は事業者任せとなる場合も多く、森林の健全性や持続性が十分に確保されるのかという課題が残されています。一方、長伐期多間伐施業は、継続的な管理と長期的な視点を必要としますが、森林資源を維持しながら収益を得る可能性を持つ施業体系です。私は、この考え方こそが、これからの持続可能な森林経営を考える上で重要な選択肢の一つになるのではないかと考えています。

歯　科

		治療中心（現在の歯科の主流）	予防中心（予防型歯科医院）
患者さん	自分の歯は残るか	×	○
	通院回数	× 年齢増すごとに来院回数増加	○ 常に一定（2～3回/年の来院）
歯科医	説明	○ むし歯ができました削ります	× 説明に時間がかかる
	経営	○ 収入は多い	× 最初は我慢、軌道に乗ると収入多
歯科器材業者		○ CT、顕微鏡、レーザー（高価）	× ほとんど不要

林　業

日本の政策はどこか間違っている？

		現行林業（短伐期 皆伐）	自伐型林業（長伐期 多間伐）
山（山主）	山（木）は残るか	△	○
	経済性	×	×
	循環・持続性	△ 次は50年後	○ 間伐（10年に1回）持続
林業事業体	説明	○ 皆伐したら利益は○○（簡単）	× 説明が大変、理解してもらえるか？
	経営面	○ 収入多い	× 収入少ない
林業機械業者		○ 高価な高性能林業機械	× 最小限の機械化　0.1バックホー

図 17　歯科と林業の比較

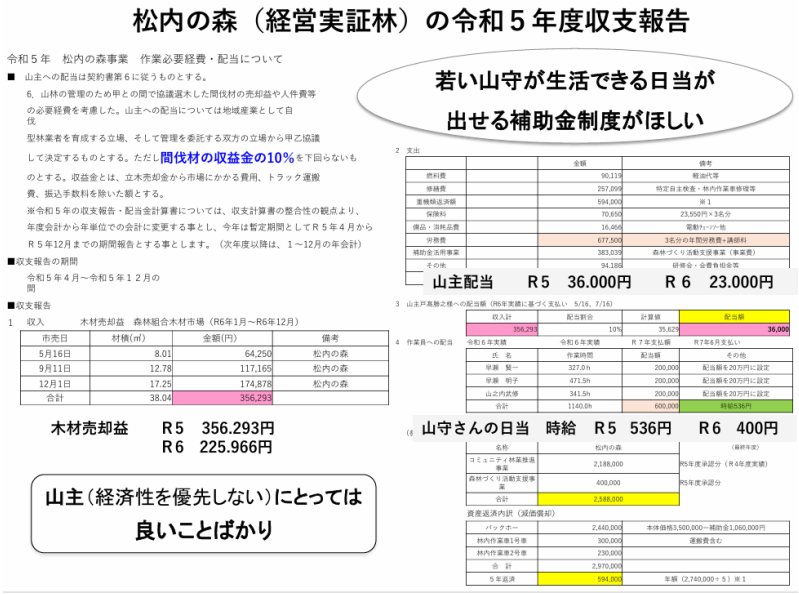

図 18 「松内の森」における経済性

しかし、まだ作業道が十分に整備されていない山林で長伐期多間伐施業を実践しようとすると、経済性という大きな課題に直面します。

具体例を挙げます。私が所有する延岡市内の 2 か所の山林では、山主である私と山守との間で、「間伐材収益の 10%を山主に配当する」という契約を結んでいます。令和5年度に私が受け取った配当金は 3 万 6 千円でした（図 18）。

現在の作業は、幅 2.5 メートル以下の作業道を整備することが中心であり、伐採する木も作業道に支障となる樹木に限られています。そのため、木材販売による収益はほとんどありません。

一方で、山林管理を担う山守は週末林業ですが、年間約 1,100 時間を費やしています。しかし、その年収は約 60 万円にとどまり、時給に換算すると 400～500 円程度にしかなりません。私は少しでも収入を増やしてもらいたいとの思いから、「もう少し伐採量を増やしてはどうか」と提案することがあります。しかし、山守の皆さんは必要最小限の伐採しかしません。

その背景には、「森林を守り、育てながら活用する」という強い理念があります。目先の収益よりも、森林の将来を優先する姿勢が貫かれているのです。私はこの考え方に深く共感しています。しかし一方で、現在の収益構造のままでは、若い担い手を育成し、持続的な事業として発展させていくことは極めて難しいとも感じています。ここで重要なのは、自伐型林業を単なる木材生産事業として評価するのではなく、その公益的機能をどのように評価するかという視点です。

大胆な意見かもしれませんが、皆伐再造林を主体とする大規模林業については、従来どおり林業政策の枠組みの中で推進されればよいと考えています。一方で、自伐型林業や自伐林家によ

る小規模な環境保全型林業については、木材生産だけでなく、森林環境の保全、水源涵養、土砂災害防止、生物多様性の維持といった公益的機能への貢献を含めて評価されるべきだと考えます。

その意味では、自伐型林業は農林水産行政だけでなく、環境保全や国土保全の観点からも位置づけられるべき存在であると考えます。そして今後は、環境行政や国土保全行政とも連携しながら、新たな支援制度や支援体制を構築していくことが望まれます。私は、長伐期多間伐施業による森林管理は、単なる林業技術ではなく、将来世代へ健全な森林を引き継ぐための社会的な仕組みであると考えています。その価値を適切に評価し支援することが、持続可能な森林経営と地域社会の維持につながるのではないでしょうか。

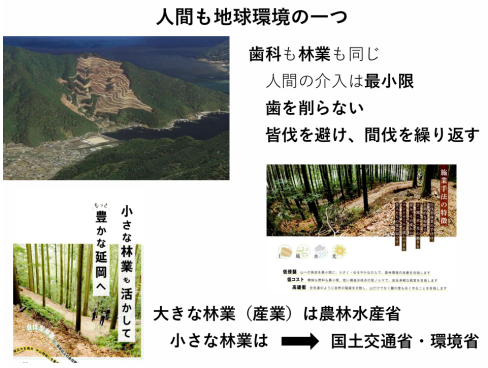

図 19 「大きな林業」と「小さな林業」

7. 当地での補助金を活用した自伐型林業の実践

私は延岡市での補助金を活用した自伐型林業の成功事例を経験し、自分の地域でも同じ手法で自伐型林業モデル林を設置し、自伐型林業を佐伯市に周知・普及できないかと考えるようになりました。市の補助制度を探す中で、佐伯市が窓口の「元気な里・浦創造枠」という制度を知りました。この制度は、金額は1事業で 1,000 万～3,000 万円まで申請可能、補助率は 80%、事業期間は単年度でありながら最長 3 年間継続できるものでした（図 20）。

中学時代の同級生たちと「はたんだ森道プロジェクト」を立ち上げ、初年度として 150 万円の事業を申請し、自伐型林業による地域づくりを開始しました。



図 20 「元気な里・浦創造枠」補助金

プレゼンテーションでは、「森林率 87%を誇る佐伯市において、自伐型林業モデル林を整備し、雇用創出、移住促進、防災・減災、山林価値の向上につながる持続可能な林業を地域に普及させたい」と提案しました。その内容が評価され、事業は採択されました。施業については、当地域がリアス式海岸特有の急峻な地形を有し、作業道設置の難易度が高いこと、地域内に自伐型林業の技術を有する個人や事業者が存在しなかったことから、高速道路で約 50 分の距離にある延岡自伐型林業研究会へ協力を依頼しました。

当初の候補地は、市街地に近い里山でした。この地域は古くは海底が隆起して形成された土地であり、山裾には古道や貝塚も残されています。また、平成 14 年には「健康癒し遊歩道」として、四国八十八か所になぞらえたお大師様の祠を巡る散策路が整備されていました。しかし近年は利用者が減少し、散策路の荒廃が進んでいました。

私は、自伐型林業の手法によって軽トラックが通行できる道幅の新たな作業道を設置、それを使って散策路および森林の再生・整備と地域活性化を両立させたいと考えました。ところが開始直前になって、麓の住民や一部の地権者から「道を入れると山が壊れる」「水が出るようになる」といった不安の声が出て、やむなく事業地を変更せざるを得なくなりました。事業地の変更手続きに際しては、、佐伯市林業課職員に大きな支援をいただきました。自伐型林業モデル林を佐伯市に周知するとの公益性を高く評価していただき、最終的に施業地を私の所有林に変更することができました。

対象地は父が長年管理してきた約 10ha の山林で、そのうち約7ha が針葉樹林です。佐伯広域森林組合が設置した既存の長さ 250m、幅4mの作業道は荒廃していましたが、その路線を再整備、その突き当りから標高 80mの第一展望スポットを目指し自伐型林業の作業道 300mを新設しました（図 22）。2年目には、さらに作業道を400mほど延伸するとともに、地域の方々に森林の

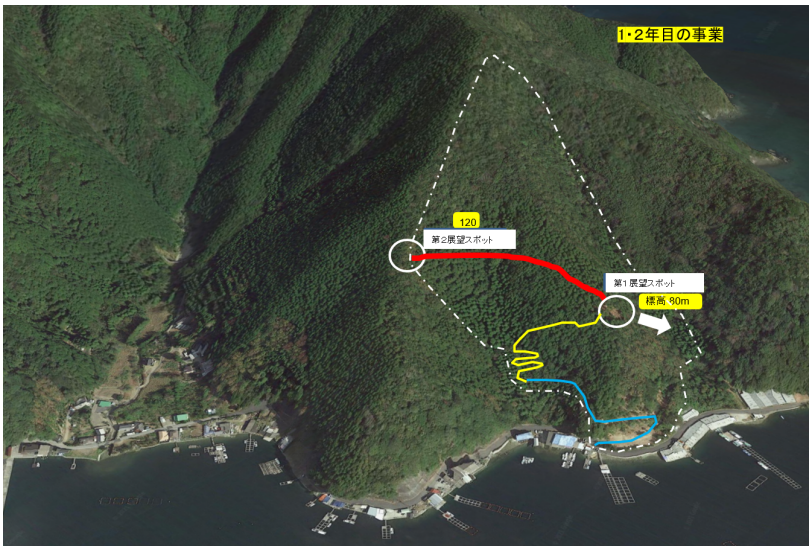

図 22　初年度・2年目の事業の概要



図 23 作業道設置前後および展望スポット

魅力を感じてもらうことを目的として2ヶ所に展望スポットを設けました（図 23）どちらも眺望に優れた場所であり、2つの展望スポットの間のくぼ地には戦前に樟脳採取のため植栽されたと伝え聞いているクスノキの大木が残されています。その間を縫うように作業道を通し、第2展望スポットまで軽トラックが行けるようにしました（図 23）。

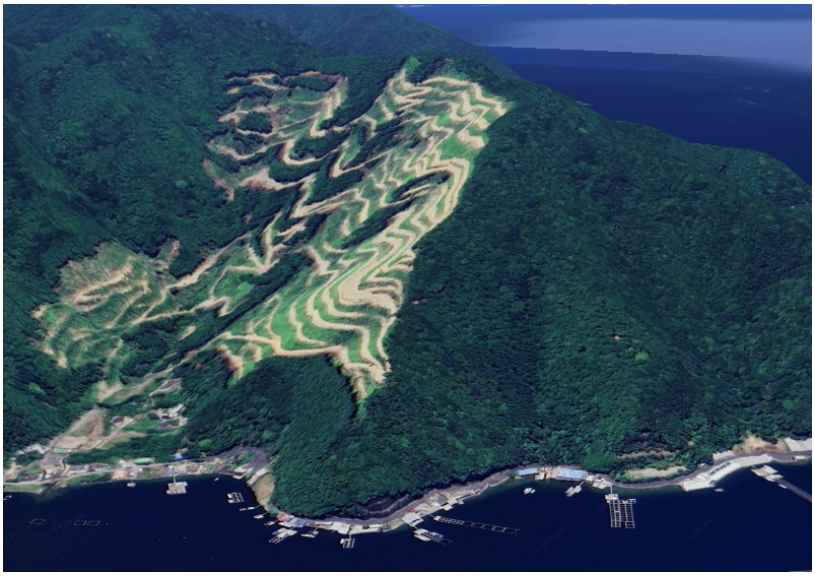

図 24　隣地の皆伐施業地



図 25　隣地の皆伐施業地での土砂災害

同じ時期、第 2 展望スポットから見下ろす隣接地では、皆伐施業が行われていました（図 24）。その 1 年後の梅雨期、そこへ設置された幅4m の作業道の山側斜面が深くえぐられ、泥水が下流域の住宅地やブリ養殖が行われている入津湾へ流入する被害が発生しました（図 25）。このため、山主には地域住民から苦情が寄せられました。

一方、私たちが整備した「ゴセンジロの森」は、その豪雨や翌年の地震においても被害を受けることはありませんでした。この事実は、地域住民の自伐型林業作業道に対する認識を大きく変える契機となりました。当初は作業道の開設に反対していた方々からも、「あの道なら入れても大丈夫だ」という評価をいただけるようになり、自伐型林業への理解が徐々に広がっていきました。そして 3 年目には、初年度に整備を断念せざるを得なかった「お大師様の森」において、作業道設置に着手することができました。

「お大師様の森」では、5名の地権者の山林を集約化し、事業を実施することができました（図25）。整備の概要は、戸高歯科医院のホームページに動画（http://todakashika.com/wp/link/）を掲載しておりますので、興味のある方はご覧ください。



図 25 「お大師様の森」全景とルート図

当地での施業は、森林整備だけでなく、自伐型林業によって自立できる人材の育成にもつながりました。関東圏から九州へ移住した若者が、3 年間にわたり合計約 9 週間、橋本先生の助手として現場で研修を受けました。その結果、現在では移住先の山主から自伐型林業による森林整備を依頼されるまでに成長しています。その間、私自身も休診日を増やして先生の作業を見学する機会を得ました。一日を通して見学していても尽きることのない学びがあり、林業のプロフェッショナルとして培われた高度な技術と的確な判断力に深い感銘を受けました。

林業の持続可能性を考える上で、山を整備することと同じくらい人を育てることは重要です。このような林業人材育成の場を地域の中に継続的に確保していくことが、今後ますます必要になると考えています。

8. 今後の展望

1）地区生産森林組合について

組合員の高齢化や森林所有者の世代交代が進む中、近年の総会では組合の将来を危惧する意見が聞かれるようになってきました。一方で、畑野浦地区生産森林組合の収支は、次年度からわずかながら黒字に転じる見込みです。この機会を活かし、来年度から事業予算を計上し、組合員の状況や所有森林の実態を把握する取り組みを進めることを執行部に提案したいと考えています。

2）地区内の私有林の集約化について

当地区の私有林は、古くから薪炭林として利用されてきた歴史があり、世代ごとの相続や分筆によって森林所有が細分化されてきました。その結果、一筆当たりの面積は 0.2 ヘクタールから 1 ヘクタール程度の小規模なものが多く、相続登記が行われていない林地も少なくありません。また、針葉樹林についても十分な間伐や保育が実施されている森林は少なく、多くが管理不足の状態にあります。このような状況では、個々の所有者単位での森林経営は困難であり、森林整備や木材生産を進めるためには、森林の集約化が不可欠となっています。

近年では、都市部へ転居した山林所有者から「山林を引き取ってほしい」「買い取ってほしい」といった相談も見受けられるようになりました。現在はまだ少数ですが、今後、所有者の高齢化や人口減少が進む中で、このような相談は増加していくものと考えられます。一方で、相続登記の義務化が始まったものの、山林については経済的価値が低く、売買や譲渡の相手が見つからないケースも多いため、法制度だけでは問題の解決は難しいと考えられます。その結果、所有者不明・管理放棄山林が増加し、防災面や景観面、さらには将来の森林整備にも大きな支障を生じることが懸念されます。

こうした状況を踏まえると、将来的には組合が地域森林の受け皿として機能し、所有権の移転や寄附による取得、管理委託などを通じて森林の集約化を進めることも検討すべき課題です。もちろん、組合が森林を所有する場合には固定資産税や管理経費、境界管理などの負担が生じるため、慎重な検討が必要です。しかし、地域内に受け皿となる組織が存在しなければ、将来的には誰も管理できない森林が増加し、地域全体の森林管理がさらに困難になることが予想されます。

そのため、まずは森林資源調査や所有者実態調査を実施し、今後の譲渡希望地や管理放棄が懸念される森林の実態を把握したうえで、組合による受け皿機能や森林集約化のあり方について検討できればと考えています。

3）自伐型林業モデル林の整備と今後の展望

ここ5年間で、延岡市および畑野浦において計 4 か所の自伐型林業モデル林を設置することができました。また、モデル林の概要を紹介するリーフレットを作成し、見学を希望される方々からの問い合わせに対応できる体制も整いつつあります。

先行して整備を進めてきた「無田の森」と「松内の森」では、両地区を合わせて約 7km の高密度路網を開設しました。現在は、それぞれ2～3名の山守が作業道の延伸や、自伐型林業の手法による間伐施業に取り組んでいます。

こうした取り組みによって、「悠久の森づくり」は着実に前進しています。今後も森林の適切な管理と人材育成を両輪として、持続可能な森林づくりを地域に根付かせていきたいと考えています。

一方、畑野浦においては、現在の作業道延長は約2km にとどまっています。今後は里山に近いエリアを中心にさらに3km ほど延伸し、総延長5km 程度の高密度路網を整備することを目標としています（図 26）。この構想を具体化するため、本年度は「畑野浦川流域における自伐型林業による山林整備構想」（図 26）を取りまとめ、農林中金森林再生基金の助成事業へ応募しました。しかし、残念ながら採択には至らず、計画の実現は一旦見送られる結果となっています。

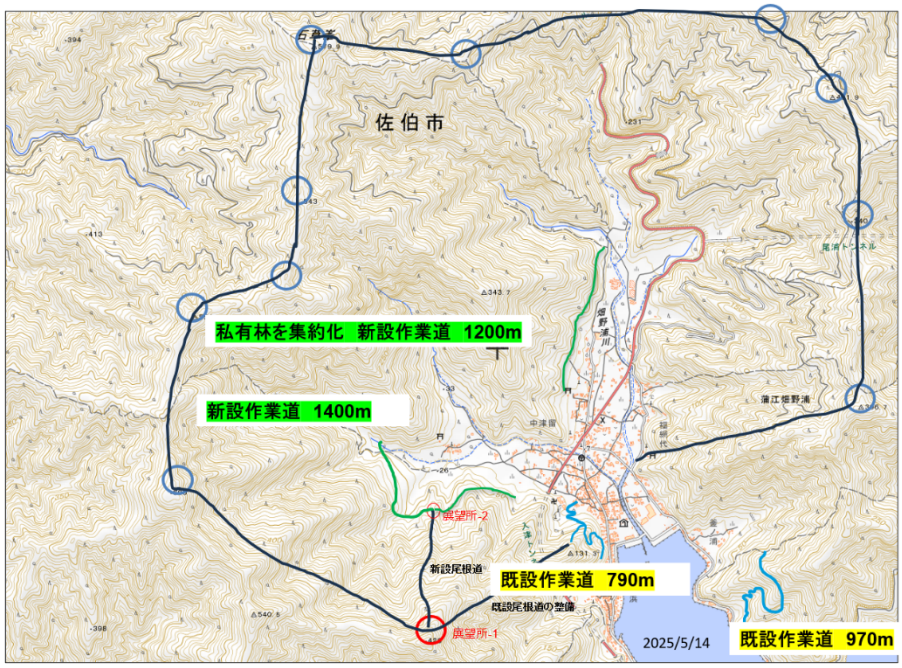

図 26　畑野浦川流域の自伐型林業による山林整備構想

自伐型林業による森林整備を進める上で、初期段階の作業道整備は極めて重要であり、そのための補助金や助成金の確保は不可欠です。今後も各種補助制度や民間助成制度の活用を検討しながら、引き続き財源確保に努め、畑野浦における森林整備と地域主体の自伐型林業の推進を図っていきたいと考えています。公益性のために使いやすい補助の充実を期待したいものです（図 27）。

今年、農中森力基金（2000万円）に申請するも不採択でした

	造林補助事業	農中森力基金（2000万円）	期待する補助
補助対象	個人/法人 単独でも共同でも可	法人 単独でも共同でも可	個人/法人 単独でも共同でも可
森林経営計画の有無	あり：補助額＝高 なし：補助額＝小/無	不問	不問 （森林経営計画を作れる程のスタートラインに立てるよう組織体制を支援）
自己負担割合の指定	森林経営計画 あり：負担指定＝小/なし なし：負担指定＝高	なし	なし
自己資金の必要性	自己負担分を賄えればよい	補助額の半額は後払いのため、自己資金（OR資金調達の確実さ）が必要	自己資金のない生産森林組合でもよい
常勤職員の有無	不問	常勤職員必須 （常勤職員のいない生産森林組合は対象外）	不問
組織育成や体制強化に対する支援	なし	なし	あり （常勤職員の賃金を賄え、経済的に自走できるまで生産森林組合を支援）
公益性の重視	特になし	あり 短期的経済性＜長期的公益性を重視	あり 長期的公益性を重視するが、経済的自立も支援

図 27　現行の補助事業と今後に期待する補助

4）自伐型林業の担い手確保について

当地区においても林業従事者の減少は著しく、現在、地元で林業を生業としている方はいません。私が森林整備等で時折作業をお願いしているのも、佐伯広域森林組合を退職された高齢の経験者の方です。佐伯市全体を見ても林業事業体の数は減少傾向にあり、自伐型林業の担い手については全く見通しが立っていない状況です。実は、延岡市で自伐型林業の取組を始めた当初から、将来的な担い手不足は大きな課題になると予想していました。そのため、早い段階から佐伯市に対し、将来を見据えた林業分野での地域おこし協力隊の導入を提案してきました。

近年では、地域おこし協力隊制度を活用して林業人材の育成と定住促進に取り組む自治体が全国的に増えています。高知県宿毛市では 7 名の地域おこし協力隊員のうち 5 名が林業に従事しており、徳島県の橋本先生の指導のもと、自伐型林業による森林整備が進められています。

一方、佐伯市では現在 7 名の協力隊員が活動していますが、その主な分野は有機農業、特産品開発、地域振興、空き家バンク等であり、林業分野に従事する隊員はいません。森林率が 87%を占める本市の実情を考えると、地域おこし協力隊制度が林業分野で十分に活用されていないことは大きな課題であると考えています。

自伐型林業は、大規模事業体による皆伐施業とは異なり、少人数でも継続的に森林整備を進めることができる地域密着型の林業です。将来的な森林の維持管理や放置林対策を考えると、地域に根差した担い手の育成は不可欠です。その有力な手段の一つとして、地域おこし協力隊制度

の活用が期待されます。今後も関係者と連携しながら、佐伯市における林業分野での地域おこし協力隊の導入と人材育成の仕組みづくりを働きかけていきたいと考えています。

5）所有山林の今後について

私の父は真珠養殖業を営む傍ら、冬場の閑散期になると従業員とともに山に入り、所有林の整備を続けてきました。木材価格が低迷し、伐採・搬出しても採算が取れない時代になってからも、適切な時期には佐伯広域森林組合に間伐を依頼し、森林の手入れを欠かすことはありませんでした。採算だけを考えれば、そのような山づくりは決して合理的なものではなかったかもしれません。しかし父は、祖父から受け継いだ山への想いを大切にしながら、山林は単なる財産や利殖の対象ではなく、地域の自然環境や人々の暮らしを支える大切な基盤であると考えていたのだと思います。

私自身もその想いを受け継ぎ、これまで自伐型林業による森林整備や人材育成に取り組んできました。今後も歯科医師としての仕事を続けながら、自らの山林を適切に管理し、次の世代へと引き継いでいきたいと考えています。そして、地域の森林が将来にわたって健全な姿で維持されるよう、微力ながらその一端を担っていければと思っています。

以上、畑野浦地区生産森林組合の現況と課題、そして私が取り組んでいる自伐型林業についてお話しさせていただきました。

今回、このような発表の機会をいただいたことで、この5年間の山での活動を振り返り、自分自身の考えを整理する貴重な機会となりました。本研究会の主催者の皆様に心より感謝申し上げます。

【質疑応答】

（司会・佐藤）発表、ありがとうございました。歯科医師さんである戸高さんが自伐型林業なのかがずっと疑問でしたが、ようやく発表でそのつながりが分かりました。生産森林組合の組合員でもある、その立場からの話も大変興味深かったです。まずは発表で困っておられるという立木の登記の話ですかね。
（野村）旧部落の地上権の話。民法的に入会権なのかなと思いますが、地上権ですか。
（戸高）はい。結局立ち木を売ったら収入があるので、人によってはそれを売りたい組がいるんですけれども。
（野村）地上権っていうのは登記されているのですか？旧部落が持っているのだったら、登記主体能力がないから無理ですよね。地上権自体は登記できても。
（吉弘）基本的に立木登記をしようと思えば、立木に価値がないならば立木登記はできないですよね。できないですね。地上権と立木登記をごっちゃにされてるみたいですけど。うまく解決をすると立木登記はしない方がいいです。立木登記をすることによって資産を、価値を認めるわけですよ。税がついてくる。立派な木があって役所に行くと、山林の資産価値を税務課がどう評価するかによって税額が変わります。だから私は立木登記はしません。ただし、私が例えば大きな山持ちさんにお金を貸すとする。そうすると必ずそれは立木登記します、逆に。この時点での価値を決めないといけない。
（戸高）なるほど、そうなんですね。
（吉弘）立木登記をせずに担保だけ押さえると、山の字面だけの担保しかないですから。立木登記を借主にされたらアウトなんです。よくそんな事例は聞きます、その辺はよく法律上のミスマッチをよく考えて。結局木が成長するからなんですね。価値は変化していきますから、登記をしようと思うと、どの時点で登記をするかなんですよ。
（戸高）登記がないことは別にいいのですが、そこを切ったときに、誰の持ち物かがはっきりしないのが問題ではないですか。
（吉弘）その辺はもう地権者との話し合いしかないですよね。
（野村）先ほど旧部落とおっしゃったので、集団で持っているんじゃないですか。
（戸高）そうです。そうです。
（野村）そういう場合、私たちは入会権って言ってるんですが、そうじゃないんですか。

入会権という言葉は出てきたことはないですか？
（戸高）言葉・・そうですね。そこまで深く調べてはないですが、伐採しようという話が持ち上がった時に、
（野村）その集団のものだったら、その集団の利益になりますよね。総有的なものに帰属するとなれば。集団に帰属するという形になって、そこから山分けすればいいんです。
（戸高）ただ、そのそこの山は A という部落のものだというと、そこの山を切れば A の部落が取るということになっている。でも、その A 部落が同定できないのです。文書がないから、どこの部落のものかがきちんと決めることができない状況にある。
（野村）構成員は特定されてないとかですか。
（戸高）例えば 4 箇所に分かれていて、ここのところは A という部落が持っていて、下刈りや間伐に行ったという。こっちの地区は B という部落が行ったから、その、そういう部落の人たちは、その山は自分の山だから、そこを売る時には自分の部落に金をくれというわけですね。
（野村）それは地盤と立木は違うということですか。
（戸高）いえ、地盤はもう生産森林組合のものです。土地は森林組合のもので、立ち木を植えたのがそれぞれの部落が人をだして植えてるのがはっきり記録にない。
（野村）ではそもそも生産森林組合はどうやって作ったのですか。
（古積）その話ですね。生産森林をどうやって作ったか。
（吉弘）山のお仕事をする人たちが作ったのが生産森林組合。私たちがとは違うわけですね。私たちが管理してるのは森林組合なんですけども、森林組合というのは森林所有者の組合なんですよね。山で仕事をする人たちの組合が生産森林組合なんですよ。
（司会・佐藤）そこはちょっと違って、生産森林組合っていうのは、一般的には入会権を整理をして、生産森林組合っていう所有者がみんな労働しながら利用する、だから所有は生産森林組合になっている。
（古積）そこがわからなかったんです。登記は生産森林組合名義の登記にしているのですね。しかし、上のその収益活動に関しては、部落が権利に持っている。そうですね、ちょっと私には。だから多分先生方もそれがうまく理解できなかったのかな。
（吉弘）だから今年の 6 月だったか、林野庁が生産森林組合の現状という報告書を出します。それを見ると明らかに生産森林組合はもう解体する方向です。解体する方

向です。
（司会・佐藤）そこまでは言ってないと思いますけども。蒲江の場合はなんとなく想像ができます。調査したことがあります。小さい集落がたくさんあって、生産森林組合は広い範囲で作って、あの土地の名義も生産森林組合で、普通だったら直轄利用で生産森林組合が上物も管理するけれども、その小さい部落にまた分けて、自分たちの山っていうことになっている。
（戸高）そうですね。
（司会・佐藤）そうやってきたが、そこの境界がわからない。どこの部落が植えたかっていう、そこがわからなくなっている状況なので、私はもう生産森林組合全体として判断するしかないかなと。
（戸高）そうなんです。住民に納得してもらうために、地区に聞き取りを行って、こうやってきたというのを聞いた上でね、こういう状況だけども、もう上物も一緒にしませんか？という提案をしたいなと。
（古積）入会みたいな、結局あのひとまとまりにして生産森林組合が設立されたんですね。でも、そのもともとの部落の、その今までやってきたっていう事情はあるけど。これを使用権と表現してるということですですね。
（戸高）そうです。
（司会・佐藤）ここは民法学者、法律関係がいらっしゃるのですが、地上権という言葉が多分、民法規定上はそう言わない。
（野村）植栽権限があれば、その上の方は所有権がありますよね。だから他人の土地でも植栽権限を持って植え付けた人は、その育てた自分のもの。だから、そういうところの問題はあるかもしれませんから、誰が植えたのかはやっぱり確認していかなきゃいけないですよね。
（戸高）ただ、もう確認する世代の人もほとんどもう亡くなりつつあるので。
（野村）確認できるんだったら、それでよい。
（戸高）だから、ここまでのことをしたということで、組合員に納得してもらって、もうみんな地区のものにしようということを若い組とは話してるんですよ。ただ、その 1 個の部落が裕福で、そこの山が多い。だからそこの部落の組だけが、若い組も反対する。他の 7 つはもうね、みんなにしようっていうんですよ。みんなにしましょうって言うんですけど、 1 個のところが納得してくれないところがあるけど、あともう 5 年したらその人も亡くなるかもしれないから、もうちょっと待てばもういいよってなる気はするんです

が。
（司会・佐藤）どのくらい労力を費やしたとかの記録があればよいのですが。
（吉弘）生産森林組合の総代会で決定ができないですか？
（戸高）いや、できるかどうかまで話を詰めてない。だから毎回この辺のところで、僕が関わりはじめた 20 年前は、結構元気な人たちがいて、そこで喧嘩していた。ここの部落はうちのもんだとか、ここはこうだったとか。そういう時代があったので、もうその頃は何を言っても僕らが言ってもダメだったので。でもそういう方がほとんど亡くなってきているので、もうこの 10 年ぐらいでみんな部落のものとしてもう生産森林組合の所有にあげようというふうになることは、きちんと調べた上で総会で決めることはできるかなとは思っています。
（吉弘）うきはの場合、浮羽森林組合の中に、田主丸財産区も組合員です。そして地元の生産森林組合も組合員です。ですから、生産組合の業務を森林組合がやっています。その生産森林組合は空洞化しています。私たちの近くの生産森林組合です。
（司会・佐藤）よろしいでしょうか。後半の自伐型林業のところで質問はないですか？
（戸高）山守さんがきていますので、是非ご質問を。
（司会・佐藤）では、私から質問です。山主さんと山守さんの契約関係を教えていただけますか？
（佐伯）皆さんこんにちは。延岡自伐型林業研究会の会長をしている佐伯といいます。契約の件ですけど、相当手こずりました。何回か事務局長の野々下さんと私と戸高先生のところに行っていろいろ説明するのですけど、山の木のことがわからんやつに貸せないわけですよね。契約文書もいろいろ書き換え、その修正して、最終的にその貸していただいたんですけど、いい山を貸していただいております。山守として成り立ってるかどうかはもうちょっと長期的な評価がいると思うんですけど。ただ、その契約の中で収入の 1 割お返しするということで、今契約になってます。ただ、支障木を切って出すのが今はメインなので、それと半分ぐらいは道の補強材使っているので、そんなに利がないんです。作業車に満載して 2 台くらいです。たいしたことはない。でもほったらかしとっても 1 円も入ってこない。ただ、材はだんだん大きくなる。そのうちで利子の一部から程度で。（山守さんに）我慢していただいてるというのが今の現状ですけど、息の長い取り組みが必要だと思ってます。さっき説明いただきましたが、牟田の森は、その作業道を建設するための道、松内の森は実証の森ということで、いろいろなイベントや子供たちの教育にも使っています。

（戸高）そうした活動の現状と補助金について、延岡がいくら出てるかとか、そちらの話いただけますか？
（野々下）私は事務局長をしています。佐伯さんは幼稚園時代から同級生です。補助金のことですが、延岡では、最初補助金は多面的交付金という国のやつ、それと宮崎県の森づくり事業という県の単独の補助、これ上限 60 万です。それしかありませんでした。特に国の多面的交付金は使いにくい。ものすごく使いにくくて、最初非常に困りました。友人の市議会の議長と一緒に、延岡市の部長や林務課の担当部長に要求しました。やっとコミュニティ林業支援事業というのを作っていただいて。ただ、これでいいのは作業道整備、一工区で三年にしてもらいました。道づくりが大体 1000 円/mぐらい。最初 800 円でしたが、それを上げてもらい、木組みなどをすると別途補助があします。先ほどの写真で出ました木組、あれをやると 8,000 円/m^2 です。トータルで均すと 2,000 円弱／mぐらいです。まら足らないですが、そうした助成制度を作ってもらいました。その弱点が 3 年という支援期間でした。道づくり 3 年で終わりません。橋本先生だったら 1 日に 30mとか 40mできますけど、僕らは悪い時は3mくらいです。でも 2 ㎞ぐらいまで行きました。いろいろ交渉する中で、要項を弾力的に解釈してくれと。全体工区は十 ha あるけど、工区分けして3年一工区みたいになって、今は行った分の補助金が出るということになります。ただ延岡市でも自伐型林業やりませんか、儲かりますよって私たち言ってるんですけど、増えません。正直増えないですね。ただいい山ができてきて、それが少しずつ上手くなって、いい山主さんと出会って、少しずつ上手くなって、山作業を楽しめる、子供たちと楽しめる、そしてある時には生け花の師匠さんとも楽しめるんですよ。山にはいろんな木以外の葉物もありますよね。僕らはあんまり大して思ってなかった。南天なんかですね、大好評です。邪魔になるから僕はバシバシ切ってましたけど、それとか千両とか万両とか、これ買ったら高いんだよって言うんですけど、じゃあ買ってくださいってお願いします。いいですよと言われてますけど、そういうふうに可能性がいろいろあるということに気づかされました。これは定年退職後の趣味として、いい林業だと正直思ってます。ただ、それではですね、定住につながるような自伐型林業が広がることはないので、僕ら九州林業塾という団体を作って情報交換をやっています。ちょっといろいろ喋りすぎましたけど。ありがとうございました。
（司会・佐藤）ありがとうございます。他にオンラインの方も含めて他に質問ないでしょうか。

（伊藤）質問というより、林野庁からコメントさせていただきたいというところがあって。林野庁としてコメントしたかったのは、林野庁が生産森林組合をなくしていくっていうような方針はありませんので、ご安心ください。
（司会・佐藤）積極的になくすっていうのはないとは思いますが。
（伊藤）はい。目的をもう達成できないということであれば、認可地縁団体など地域に寄り添った形での組織変更を進めていくこと考えてますけど、やっぱり一番はその生産森林組合として活動が残っていくっていうことを一番だと考えております。まずそのことを伝えさせていただきます。次に自伐型林業について、その林野庁も素材生産量のその一割、自伐型自伐型林業者の方の山から出てるということで、重要な担い手だと認識しています。現在審議している多様な担い手ということで議論しています。鹿児島のウッドライフさんなども取り上げさせていただいています。大きい林業と両輪で回していくことが望ましいというところを考えております。以上です。
（司会・佐藤）批判的な意見もある中でありがとうございます。農林水産省がよく言われる産業政策と地域政策を両輪でという部分かなと思いますが、やはり小規模なところが使える支援策が少ないと思っているので、今後の施策展開では、1 割の部分にも光を当てていただけたらというふうに思っているところです。それでは、4 時半も回りましたので、今日はこれで終了したいと思います。3 人の報告者の皆様、どうもありがとうございました。本日は参加者も多く、大変有意義な会だったと思います。来年はまだノープランですが、こういう面白い動きが地域であるとか、この問題を取り上げてほしいなど、ご要望がありましたら、事務局の方にお知らせいただけると幸いです。本日はどうもありがとうございました。オンラインの皆様、どうもありがとうございました。集合写真をとって終わります。



第 22 回村落環境研究会理事会（総会）

第 1 号議案

1. 事業報告

2024 年 10 月 10 日　　会報の送付及び 21 期シンポジウム開催案内

2024 年 12 月 7 日　　シンポジウム開催（長崎大学）

2. 第 22 期 村落環境研究会収支決算書（2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日）

監査用収支決算書

第22期村落環境研究会収支決算書（2024年7月1日から2025年6月30日）

（単位：円）

(1)収入の部	予算(A)	決算(B)	(A)(B)比	備　　考
前期繰越	125,106	125,106	0	
会　費	95,000	81,000	−14,000	第22期に支払い頂いた方: 22人・団体
寄付金	10,000	4,000	−6,000	
その他	0		0	受け取り利子
収入計	230,106	210,106	−20,000	
(2)支出の部	予算(A)	決算(B)	(A)(B)比	
第22回シンポ開催経費	30,000	30,000	0	発表者用交通費(10,000円) 文字起こしアルバイト代金(20,000円)
機関紙印刷費	50,000	48,840	−1,160	会報印刷費
広報費	20,000	20,000	0	ホームページ年間使用料
会議費	0	0	0	
通信費	16,000	15,300	−700	ｼﾝﾎﾟ開催通知、会報発送経費等
事務費	1,000	0	−1,000	振り込み手数料
振替手数料	5,500	5,534	34	会費振替手数料
次期シンポ開催準備費	0	0	0	
支出合計	122,500	119,674	−2,826	
(3)次期繰り越し	107,606	90,432	−17,174	

監 査 報 告 書

2024年（令和6年）7月1日から2025年（令和7年）6月30日までの第22期事業年度の財務について、預金通帳、証拠書類及び収支決算報告書によって監査を行ったので以下のとおり報告いたします。

一、財務執行は適正に行われており、収支計算書は研究会の状況を的確に示しているものと認めます。

年（令和 年）　　月　　日

村落環境研究会　監事　野 村 泰 弘

第 2 号議案

第 23 期 村落環境研究会収支予算書（2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日）

第23期村落環境研究会収支予算書（2025年7月1日から2026年6月30日）

（単位：円）

(1)収入の部	第22期予算(A)	第23期予算(B)	(A)-(B)比	備　　考
前期繰越金	125,106	90,432	-34,674	
会　費	95,000	80,000	-15,000	
寄付金	10,000	5,000	-5,000	
その他	0		0	受け取り利子
収入計	230,106	175,432	-54,674	
(2)支出の部	第22期予算(B)	第23期予算(B)	(A)-(B)比	
第23回シンポ開催経費	30,000	40,000	10,000	交通費（発表者用）20,000円 テープ起こしアルバイト20,000円
機関紙印刷費	50,000	0	-50,000	会報印刷費
広報費	20,000	20,000	0	ホームページアップ、維持費
会議費	0	0	0	
通信費	16,000	6,000	-10,000	ｼﾝﾎﾟ開催通知、会報発送経費等
事務用品費	1,000	0	-1,000	振り込み手数料
振替手数料	5,500	5,500	0	会費振替手数料
次期シンポ開催準備費	0	0	0	
支出合計	122,500	71,500	-51,000	
(3)次期繰り越し	107,606	103,932	-3,674	

村落と環境　第 22 号　令和 8 年（2026）9 月発行

（会員配布）

発行編集　村落環境研究会
住所　〒819-0395 福岡市西区元岡 744 九州大学ウエスト５号館
九州大学大学院農学研究院 森林政策学研究室
電話　092-802-4654
E-mail　sonrakukenkyu2020@gmail.com
年会費　理事 4,000 円、一般会員 3,000 円、学生 2,000 円
賛助会員（団体・法人）5,000 円